

第13回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

平成31年1月17日

葛城市議会

7. 調査案件

(1) 証人尋問について

開 会 午後1時00分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

本日は午前中も議会運営委員会並びに総務建設常任委員会の協議会がございました。昼から1時からということで、本当に皆さん方もお忙しい中、また傍聴の方々も大変お忙しい中来ていただきまして、ありがとうございます。最後までよろしくご審議をお願い申し上げます。

また、委員外議員の方として、川村議員、松林議員、梨本議員、吉村優子議員の4名の方が委員外議員として出席されております。

委員各位におかれましては、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立の上、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

なお、報道関係者から写真、テレビ等の撮影も申し出ておりましたけれども、まだこの中に入っておられませんけれども、許可することにはご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1)証人尋問についてを議題といたします。

本日、5名の方に証人としてご出席いただき、証言をいただくことになっております。

ここでお諮りいたします。

本日の証人尋問の順番につきましては、お手元に配付の証人出頭請求一覧のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

重ねて、証人尋問の方法についてお諮りをいたします。

これまでに実施した協議会におきまして、それぞれの証人に対し、委員各位から出された質問事項を取りまとめさせていただいております。それらの質問については共通事項として、最初に委員長である私から総括尋問としてお尋ねをさせていただいた後、最後に各委員からの補足尋問を許可いたしたいと思っておりますが、そのようにさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

まずは、西田貞人氏から証言をいただきたいと思っております。

それでは、入室いただきます。

(西田証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条

の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき、お願いいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

西田証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成31年1月17日。

西田貞人。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(西田証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままで結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発

言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、当委員会に付託されました重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる行動のないようにご協力をお願いいたします。

委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されますよう、あわせてお願いいたします。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限をいたします。

1. 証人を侮辱し、または困惑させる質問。
2. 誘導尋問。
3. 既にした質問と重複する質問。
4. 争点に関係のない質問。
5. 意見の陳述を求める質問。
6. 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。

以上、ご留意の上ご発言ください。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは西田貞人様ですか。

西田証人 そうです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

西田証人 そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

質問に入る前に申し上げます。地権者の個人名については、お手元の図面を参考にさせていただきまして、何々番地の所有者という表現で特定していただきますようご配慮をお願いいたします。

それでは、まず弁之庄測量の件についてお尋ねいたします。

あなたは、平成20年6月30日に葛城市との間で契約をして、弁之庄地内の土地境界の測量をしましたね。

西田証人 はい。

下村委員長 誰からの依頼で引き受けましたか。

西田証人 その当時の副市長であります岡本さんですね。

下村委員長 岡本さんの下の名前まで、フルネームわかりますか。

西田証人 岡本何でしたかね。はっきりわかりませんが。

下村委員長 はい、わかりました。

それはいつごろ依頼がありましたか。

西田証人 今言われた平成20年ですね。

下村委員長 何月ごろですか。

西田証人 何月までちょっとはつきり覚えてない。

下村委員長 覚えられてない。

西田証人 はい。

下村委員長 あなたが引き受ける前には、誰か別の業者が手がけていたのですか。

西田証人 そのように聞いてます。名前は出さん方がいいんですかね。

下村委員長 それは誰が。

西田証人 名前を言っていていいですか。大和エンジニアリングと聞きました。

下村委員長 ちょっと、もう一度お願いします。

西田証人 大和エンジニアリング。近鉄の新庄の駅の近くにあった。今もう倒産して、ないと思うんですけど。

下村委員長 大和エンジニアリングですね。

西田証人 そこがやってたんですけど、うまいこと国調の復元を、境界の復元をようしないということで、うちに依頼してきたと思うんですけどね。

下村委員長 どのような依頼の内容でしたか。

西田証人 当初は測量と分筆、これ、ちょっとわかりにくいんかわかりませんが、測量と分筆というだけじゃなしに、役場が行う代位原因になる道路等であれば役場が登記をやるんでありますけど、そのところがちょっと曖昧みたいな感じやったんですけどね。全てが終わってくると、作心測量でやってくれと、登記の方をですね、ということになってきたんで、これ、金額189万円でやってるんですけど、その当時の消費税は5%でしたんで、180万円プラス9万円ということで189万円になっておると思います。ここの地図ありますように、10筆の登記測量をやりまして、平均したら1回1筆が大体18万円ぐらいでやってるんで、これ、分筆登記までいってどんだけの安さなんか、どんだけの厳しい値段なんかというのは、専門の人はすぐわかると思います。それでもやっぱり、これ、市民の税金でこれやるわけですから、その金額でやりましょうということでした。引き受けました。

下村委員長 具体的な作業の指示や説明は誰から受けましたか。

西田証人 岡本副市長ですけどね。その当時の役員さん、弁之庄の役員さん等の指示もあったと思うんですけど。指示と言われる意味はちょっとわかりにくいですけどね。

下村委員長 説明があったのは岡本さん、ないし弁之庄の役員さんということでよろしいですね。

西田証人 そういうことですね。

下村委員長 その際に、市の職員、葛城市の職員からは、説明ないし指示とか、そういうのはなかったですか。

西田証人 職員は来てなかったと思います。岡本さんだけやったと思います。

下村委員長 岡本さんだけ。

西田証人 はい。

思い出しました。岡本吉司ですね。名前の方。

下村委員長 先ほどの、誰からの依頼で引き受けましたのときも岡本吉司さんということによろしいですね。

西田証人 そうということですね。

下村委員長 はい、わかりました。

次に、契約書を証人に示して下さい。これは、その測量の契約書で間違いないでしょうか。

西田証人 間違いないですね。

下村委員長 一番上の業務名入ってないんですけれども、これについてはご存知ですか。なぜ入ってないか。

西田証人 いや、これはちょっと気づきませんでした。

下村委員長 わかりませんでしたか。

西田証人 はい。ここの名称は役場で決めることなんで、うちで決めることやないんで。

下村委員長 ご存じなかったと。はい、わかりました。

契約手続きの担当者は誰でしたか。

西田証人 それはちょっと覚えてないですね。僕が集金とかいただいたんは、その当時、秘書課やったんか、ちょっとはっきり覚えてないんですけど。

下村委員長 契約書を持って職員は。

西田証人 正田さんですね。

下村委員長 契約書を持っていかれたのは正田さんですね。

西田証人 そうですね。お金の受け渡しも全て正田さんです。

下村委員長 契約手続きの担当者は。

西田証人 はっきり覚えてないですね。

下村委員長 契約書を西田さんのところに持っていかれて、それに印鑑も押されたと思うんですけども、それをされたのが正田さんですね。持って帰られた……。

西田証人 と思うんですけどね、ちょっと間違うとったらごめんなさいです。通常やったら、僕も葛城市の仕事、これ、独立して35年になりますけど、委託業務でもろうたんは、そんなん10件ぐらいやと思うんですけどね、35年やってて。ほか、もっと高田市とか、そういうのはもっとありますよ。県とかね。誰に持っていったというのはちょっと覚えてないですね。

下村委員長 契約書欄外下の手書きメモ部分は、誰がいつ書いたのですか。

西田証人 これは僕が書きました。

下村委員長 西田さんが書かれた、全部ね。

西田証人 はい。

下村委員長 書いた時期はわかりますか。

西田証人 ここへ書いてますけどね。12月16日と4月2日。

下村委員長 この書類の日付の日に書かれたのか、この下の。

西田証人 いやいや、集金のときなんで、これは、契約書は契約のときですか。下は集金の日にちなんで。

下村委員長 ここにね、ちょっと書かれてるのが、平成20年12月16日に94万5,000円入金と書かれて

ますね。

西田証人 はい。

下村委員長 その下に平成21年の4月2日に94万5,000円入金と書かれて、これは、この日に書かれたということですね。

西田証人 そうです。書いたのももらったのも同じ日付です。

下村委員長 12月16日にはこの上の部分、4月2日にはこの下の部分を書かれたと。

西田証人 そういうことです。役所に出すのは全てね、パソコンに入ってる領収書とか成果の分とか、そういうのは全部一式役所に基本的なやつはあるんです。それに対してうちは判こを押して出すだけなんで、請求書も全部一緒です。

下村委員長 なぜメモ部分を手書きされたのかということをお聞きしたいんですけど。

西田証人 忘れやんようにいうことですね。何かあったときとか、結構後から聞いてくるんで、弁護士さんでもうちに聞いてくることありますのでね。

下村委員長 忘れないようにということですね。

次に、代金支払いの件についてお尋ねいたします。

代金はいつ、どのようにして受け取られましたか。

西田証人 役場に行って、1回目は同じ正田課長より、課長やったと思うんですが、その当時ね。何課やったんかはちょっとわかりませんが、正田さんよりいただいています。

下村委員長 正田さんから受け取られたということですか。

西田証人 通常やったら、役所の仕事はほとんど振り込みなんですけど、このときは現金で2回とももらっています。

下村委員長 これは、正田さんのところに行かれたというのは、誰かに言われたとか、それか、もう初めから正田さんということか理解されてたのか、ちょっとそこら。

西田証人 その当時から、もう正田さんは担当やと思うんですけどね。指示されたんは岡本さんから、ここ行ってくれということで行ったと思いますけどね。

下村委員長 189万円の領収書は発行しましたか。

西田証人 発行しています。

下村委員長 94万5,000円の領収書を証人に示してください。その94万5,000円の領収書は1枚ですかから、2回発行されたんでしょうか。

西田証人 2回ですね。2回で189万になると思います。

下村委員長 2回発行されたということですね。

この領収書の書式は、誰が作成したのですか。

西田証人 これは、うちのパソコンに入ってる、さっきから言うてるように、請求書とか領収書のひな形あるんです。役場のね。それをもとにつくっております。

下村委員長 この領収書、ひな形があると言われてますけども、この領収書をつくられたのは西田さんがつくられたわけですか。

西田証人 うちの事務員ですね。パソコンに全部入ってますので。契約書も平成5年から全部ありますので。

下村委員長 この中の内容については、誰かから指示がありましたか。

西田証人 誰もないです。役場の書式にのっとってつくってるということですわ。

下村委員長 役場の書式にのっとってつくられたと。

西田証人 ひな形みたいななんありますので。これはどこの市町村でもありますわ。

下村委員長 続いて、領収書の手書き部分は、誰が書いたのですか。

西田証人 これは僕が書いてます。

下村委員長 西田さんが書かれた。

西田証人 はい。

下村委員長 領収書はそれぞれ誰に渡されましたか。

西田証人 正田さんやと思うんですけどね。

下村委員長 領収書の下に手書き部分ありますね。これは。

西田証人 これは僕が書いてます。

下村委員長 ここに日が書いてますけれども、この日に書かれたということですか。

西田証人 同じですね。そういうことです。

下村委員長 上の部分は平成20年の12月16日、下の部分が平成21年の4月6日ということで。

西田証人 もらったときに書いてます。

下村委員長 もらったときに書かれたということですね。

西田証人 はい。

下村委員長 わかりました。

現金で源泉されずにもらうというのを米印で何か書いてますね。

西田証人 そうですね。通常、全てじゃないんですけど、高田市でもらう場合も、課によっては源泉
されない課もあるし、源泉してくれる課もあります。

下村委員長 このときは。

西田証人 源泉されてないということですね。

下村委員長 されてないということ。

西田証人 そういうことです。

下村委員長 この領収書は、25万円の領収書ですね。これはあなたが作成された領収書かどうか。

西田証人 そこの話に入りますか。これで、きょう、資料、僕、原本とかも持ってきてるんですけど
ね、出してもいいですか。

下村委員長 はい、出してください。

西田証人 業務日誌いうのを全部つけてますんでね、僕の方で。それを読ましてもらったら、去年の
1月の25日、弁之庄、以前の領収書を追加発行するって書いてます。

下村委員長 こちらに預かってる領収書は、平成20年12月16日に25万円、葛城市建設課ということ
で。これはまず西田さんが書かれたわけですか。

西田証人 これ切ったん僕です。

下村委員長 作成された日は、ここには平成20年12月16日と書いてるんですけども、この日に作
成された、この領収書は。

西田証人 これは、岡本氏がこの日付で書いてくれと。何で書いたかちゅうたら、僕の方はその当時、さっきも言うたように、1筆18万円でやってるっていう、かなりタイトな金額でやってまして、その当時、追加で地図訂正と、ここのさっき言うてた、名前言いませんけど、262番地の方の地図訂正と測量、これ、何回もやり直しやって、金額は何ぼちゅうのははっきり、それはあれかしらんけど、その分の25万と僕はきっちりそう思いましたんで、相手は信用できる方なんで、領収書を先に切ったりするときは多々あります。うちの方の銀行で取引する場合でも、不動産屋に領収書を先に切っというてくれと、おたくの分を払いますというので先に切る場合も多々あります。それと同じように、相手が信用できる人なんで、うちもお金もらえるちゅうことで領収書を切っただけの話で、現実には、どんな取引でも一緒ですけど、領収書をもろうてお金の取引なかったら、取引じゃないんです。お金は一切もらってないです。

下村委員長 領収書、原本も今見せてもらってますけれども、日付が平成20年12月16日というのは、これは……。

西田証人 いやいや、それは岡本氏がそういうふうに書いてくれ言うたから書いただけのことで、それ、つづり見てもうたらわかるように、うちのそれ最新版なんですよ、領収書のつづり。

下村委員長 そうですね。

西田証人 そこの一番裏に、知って一番後ろに領収書を書いてるんですよ。書きようがないからね。せやから、去年書いたちゅうことですわ。

下村委員長 平成30年の1月25日に。

西田証人 それを書いてくれいうてたから取りにきたと思います。

下村委員長 岡本氏がこない書いてほしいということで来られたと。

西田証人 はい。

下村委員長 なぜかというのはおわかりですか。

西田証人 なぜかというんか、僕はてっきり、その当時、さっきから何遍も言うてるように、1筆18万円というタイトな値段でやってますんでね、その後にもまた、さっき言うたように、262番地の方の地図訂正やら測量のやり直しやらが出てきたんで、その金額をもらえるとって、何の金額って一切向こうは言わないですから、僕は領収書を切ったちゅうことですわ。

下村委員長 この金額25万円というのは受け取られましたか。

西田証人 もう何遍も言うてるように、受け取ってないです。

下村委員長 受け取ってないですね。

西田証人 はい。ほんまは役場に対して欲しいです、それは。ほんま言うたらね。

下村委員長 それではね、次に、成果品の件についてお尋ねをいたしたいと思います。

あなたは、依頼された作業を全て完了できましたか。

西田証人 はい、できました。後に、さっき言うてるように、追加で出た分は役場が囑託でやってると思います。ただ、図面関係とかは全部一式うちでつくってると思います。

下村委員長 できましたということですね。

仕事が終わったという報告は誰にされましたか。

西田証人 岡本氏ですね。それと、お金もらわなあかんで正田さんにも言うてると思いますけど。

下村委員長 弁之庄一件つづりを。ちょっと見ていただいて。

西田証人 これ、こないだも見せてもらいましたけど、これはうちが作成したもんで一切ないです。

下村委員長 このファイルはあなたが納品したものではないわけですね、そしたら。

西田証人 こんな仕方の納品はありませんので。うちは登記済みと筆界確認が全て納品書になります。

下村委員長 登記済証と筆界確認書やね。

西田証人 そうですね。

下村委員長 それだけを。

西田証人 筆界確認書いうたら、立ち会った人の全ての実印、印鑑証明つきで作成したちゅうことですね。ものすごく大事な書類です。

下村委員長 筆界確認書、この下から4番目にちょうど岡本さんの署名捺印がありますけれども、これは、なぜ岡本さんが署名捺印されたのかということは。

西田証人 立ち会いに来たからちゅうことですね。

下村委員長 立ち会いに来られたからということ。

西田証人 それと、この役場の判こを、その当時の吉川義彦さん。

下村委員長 当時の市長。

西田証人 市長の判こあれば十分なんですけど、本来はね。ちゅうのは、里道とか道路とかがありますので、その管理者は市になりますので、葛城市の判こをもらってるということですね。立ち会いに来てんのが岡本吉司なんで、岡本さんも判こを押してるっていう意味やと思いますけどね。

下村委員長 立ち会いされたということと、副市長であるし、それが葛城市の印鑑であるということを理解されて。

西田証人 ただ法務局では絶対要らんかいうたら、別に要らんのかもわかりませんがね。

下村委員長 わかりました。

それでは、委員の方で今の尋問に対する補足尋問、何かございましたら受け付けますんで、西川委員。

西川委員 ご苦労さんでございます。

僕も西田さんとはいろいろと仕事上のつき合いがあって、同じような仕事もさせてもらうんでね、大変ご苦労されたということはようわかってるんですが、今お聞きしててもですね、何か不自然なね、ところを感じるんです。

西田証人 どんどこですかね。

西川委員 契約書一つでもね、そんな物件名が上にないようなね、県であろうがどこであろうが、物件名をきちっと書いてないような契約書なんていうのはあり得へん。

西田証人 それは役場が書くことなんでね。

西川委員 せやからね、そこんところがどうも合点がいかんのと、西田さんに言うことと違うけれどもね、それとですね、肝心なんはですね、何かご苦労されてですね、今も領収書25万円の分ですよ。相当苦労されてるから、西田さんとしては、本来はあんまりにもタイトな金額

で業務をやったんで、ほか、余計な契約外の仕事もあったんで、その分として25万円が支払われるやろうということ。

西田証人 やっとその時期が来たかなと思うて。

西川委員 そういうことで領収書を切られたということですね。

西田証人 そうです。

西川委員 でも、順番にやってたら日付がおかしなるから、一番下の部分で領収書を切ったということですねやろう。言えば、一番新しい領収書を切って行って、順番にやってるのに、去年の1月に来られたのに日付は平成20年で切れというふうなことですやろう。

西田証人 そういうことですね。

西川委員 そうすると、これ、ずっと順番に切って行ってんのに、ここにおかしな日付のやつが混じってしまうんで。

西田証人 で、一番最後に切った。

西川委員 一番最後のやつを切ったと。

西田証人 ていうことと、いつごろにほんまに切ったんかということもわかるように、僕はそこまで考えて切ってますのでね。

西川委員 せやから、そういうふうな細工まで。

西田証人 別に細工はしてるつもりは全くないですけど。

西川委員 頼まれたということ。

西田証人 お金をやっぱりね、ちゃんと支払ってほしいんで、それしかないなというので切りましたですね。

西川委員 それと、地積更正図ここにあるんですけど、これが1つの成果ですねんね。

西田証人 それは今、法務局で上がる14条地図と言われてる、境界と地図がぴったりやないとだめですよという地図ですね。

西川委員 せやから、相当の、これ、地積更正をやって測量やるということは、1ついろんなポイントから追ってきて、きっちりと確定していかなあかんわけですやろう。

西田証人 地番外に大体100メートルぐらい周りですね。今の分やったら100メートルの60メートルぐらいの敷地なんですけど、その周りの100メートルぐらい全部押さえて合致させなければならぬという。今、法務局厳しくなってて、14条地図になっております。

西川委員 せやから、そういうふうな中ですね、この189万円というのが西田さんには関係ないんやろうけれども、この契約書をですね、普通、役所との契約書というのは、役所へ出張って正規にその担当課とやりとりするはずなんですけれども、そういう記憶はございますか、これ。

西田証人 いや、全然ないですね。そういうほかの課とこの書類どうのこうのっていうのはないですね。

西川委員 役所へ行って、お互いがその場でやりとりした。

西田証人 全然ないですね。多分この書類に判こを押してくれちゅう形で押しただけだと思います。

西川委員 ここへ押してくれいうて押しした。

西田証人 はい。せやから、金額も言いなりですわ、言うたら。ただ、やっぱりね、さっきから思うんですけど、市のために、市民のためにやってんのと一緒なんで、その金額で引き受けましたね。

西川委員 せやから、西田さんの思いはようわかるんですけども、もう一つ不自然なんはね、先ほども西田さんおっしゃりましたけれども、本来は役所のこの請負をやって、会計処理をするときにですね、西田さんも指名願いとかいろんな、銀行はここやとかいうこと皆出したはるわけやから、本来は、これ。

西田証人 振り込みですね。ただ、振り込みもね、うちは南都銀行と振り込みの契約してますけど、1時間おきに、振り込んできたらすぐうちに通知入るようにしてますので、10円要るんですけど、1時間ぐらいの単位で振り込み通知いうのは来ます。それは役所であろうが何だろうが全部来ます。

西川委員 特に民間でしたら現金で払うから集金やということもあるやろうけれども、役所でこれ、現金を担当者にもらいに行けなんていうの、ありましたか。

西田証人 全くないことはないです。50万以内ぐらいのやつとかやったら、ほかの、どことは言わないけど、ほかの市町村でももらったことはあります。せやけど、めったにないです。

下村委員長 西川委員、それぐらいのことでよろしいですか。

西川委員 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 どうもご苦労さまです。最初のですね、契約をされた189万円のこの測定の件ですね、登記の件で2回に分けてということでありましてけれども、1回目も2回目も正田さんの方に現金を。

西田証人 そうやったと思うんですけどね。

谷原委員 それは、先ほどもちょっとお伺いした、1回目は、だから、誰かから、きょうお金を払うから取りにきてくれとか。

西田証人 それは岡本さんやったと思います。

谷原委員 両方とも、2回とも。

西田証人 両方ともそうやったと思います。

谷原委員 両方とも正田さんの方から受け取ったという。

西田証人 正田さんは庁舎内で1回と、それからかわったと思うんですけどね、水道局の方にかわられたと思うんですけど、水道局で1回もらったんです。

谷原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

下村委員長 谷原委員、それでよろしいですね。

谷原委員 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の西田氏に対する本日の尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(西田証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時44分

再 開 午後1時55分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、正田貴一氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室いただきます。

(正田証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき、お願いいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。
宣誓書の朗読をお願いいたします。

正田証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。
平成31年1月17日。

正田貴一。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(正田証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは正田貴一様ですか。

正田証人 はい、そうです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

正田証人 はい、そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

平成20年度、あなたはどこの部署に所属していましたか。

正田証人 秘書課だったと思います。

下村委員長 秘書課に在籍したのはいつからいつまでですか。

正田証人 平成20年4月から11月か12月ごろだったと思います。

下村委員長 平成20年の4月から。

正田証人 11月か12月ごろ。

下村委員長 平成20年の11月か12月ですね。

正田証人 はい。

下村委員長 あなたの職務内容はどのようなことでしたか。

正田証人 秘書課長でした。

下村委員長 当時の市長と副市長は誰でしたか。

正田証人 市長は吉川市長です。副市長は岡本さんです。

下村委員長 秘書課の後は、いつから何課に異動しましたか。

正田証人 水道局の方に異動になりました。

下村委員長 ということは、平成20年の11か12月ぐらいに。

正田証人 それぐらいだと思います。

下村委員長 水道課の方に移られたということですね。

あなたは、平成20年12月16日に、作心測量の西田さんに94万5,000円を渡していませんか。

正田証人 この話を聞いてから考えてたんですけども、西田さんにその支払いをした記憶がちょっと今ないんですよ。

下村委員長 記憶がないと。

正田証人 はい。

下村委員長 契約書と領収書をちょっと見ていただいて、西田さんは、平成20年12月16日に94万5,000円を正田さんから渡されたというメモが残っているのですが、記憶はないですか。

正田証人 この件につきましてもちょっと記憶にございません。

下村委員長 あなたは、水道課に異動した後、西田さんに94万5,000円を渡していませんか。

正田証人 それもちょっと記憶にございません。

下村委員長 再度、契約書と領収書を証人に示していただいて、西田さんは、平成21年4月2日に94万5,000円を正田さんから渡されたというメモが残っているのですが、記憶にないですか。

正田証人 それも記憶にございませんね。

下村委員長 あなたは、現在、葛城市において、旧新庄町時代につくられたと思われる未処理金の存在が問題となっていることは知っていますね。

正田証人 最近、チラシとかで。

下村委員長 最近、チラシとかでお知りになったと。

正田証人 はい。

下村委員長 この未処理金について、何か知っておられることはございませんか。

正田証人 別になしですね。

下村委員長 あなたが未処理金の発生にかかわったということはないですか。

正田証人 ないと思います。

下村委員長 私からはそれだけなんですけど、それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。委員の方々、何かございませんか。

西川委員。

西川委員 正田さん、ご苦労さんでございます。

記憶にないということ。便利な言葉やけどな。記憶にないということは、渡したかもわからんけれども、渡してないか渡したかわからんということ、渡してるかもわからんいうことやな。それとね、根本的なことが、僕が不思議に思うのは、これ、秘書課長をやっておられる。続いて水道の局長やと。この里道の分筆であるとかこういうのんは、農林課もしくは建設課、管理課の方の、どっちにしろあなたが所属してたところの所管では、僕ないと思うんやけどね。それに何でこれ、あなたの名前がね、出てきてるのが、あなたどう思いますか、

そこらのとこ。意見求めたらあかんのか。

下村委員長 いやいや、よろしいよ。

西川委員 何でこんな担当課でも何でもないのでね、何でこれ、あなたの名前で、先ほどの証人の西田さんからもね、あなたの名前がどんどん出るんですよ。何ですか、これ。

正田証人 ちょっとわかりかねますねけども。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そしたら、はっきりとこういうことで証人としての発言までしてもらわなんのにですよ、何で自分の名前が出たかいう、やっぱりこれからどうしはるんですか。ほんまに、これ僕ら百条委員会としては追及していかなあかんからね、これ。全然関係ない名前出されてるのやったら、対応せなあかんのちゃいまんのか。記憶にない、記憶にない言うてね。これから何か対応考えられますか。全然担当課でも何でもありませんやんか。それに証人にまで呼ばれて、名前まで出て、今後何か考えられますか。

正田証人 今のとこ、ちょっと何も返答する余地がないですね。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それなら、もう一つだけ確かめときます。

記憶にないというのは、両方の意味があるということは、そういうふう理解しておいてよろしいな。

正田証人 僕からは記憶にないということしか答えられませんので、ご了承願いたいと思います。

下村委員長 西川委員、そういうことで、記憶にないということしか答えられないということで。

西川委員 これ以上聞きようがない。

下村委員長 きょうでこれ終わるわけではないんでね、またいろいろと調査していきますんで、その中でまたきょうの件も出てくる可能性あると思いますんで、今時点では記憶にないという答弁でございます。

ほかに何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 きょうはどうもご苦労さまです。

記憶にないということなんでありますけれども、秘書課長として、吉川町長ですか、当時市長ですかね。吉川市長、岡本副市長のもとで秘書課長として働いてこられたわけですがけれども、その中で、例えば現金をですね、どこどこに持っていくとか、業者と現金をやりとりするということをしてほしいという指示がですね、あったことはご記憶はありますか。

正田証人 その件につきましても記憶にないですね。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 いろんな仕事が秘書課の中ではあると思うんですけど、当時はどんなお仕事をですね、秘書課としてされてましたか。

正田証人 市長さんなり副市長さんとの連絡調整等々ですね。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 その連絡調整の中に、例えば、今回出ております地積更正などですね、建設課とか農林課

とか管理課とかですね、そういうところから上がってくるものもあるんだろうと思うんです。いろいろな課からですね、市長の取り次ぎとかその他ですね。何かその中でこういう地積更正のことについて何かあったということは、ご記憶はないですか。

正田証人 それも記憶にないですね。

下村委員長 谷原委員、記憶にないということで。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひいたします。

私からは、お名前出てる以上、ちょっとお聞きしたいんですけど、逆にですね、そしたら弁之庄の一件と作心の西田さんについて、ご記憶にあることは何かありますか。

正田証人 西田さんにつきましては測量会社ということで、記憶にはございます。以前、土木関係の担当もしておりましたんで、その辺のことで西田さんについては記憶があります。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 この件に関しては、そしたら記憶にないということでよろしいですか。

正田証人 この件については記憶にないですね。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 ご苦労さんでございます。

1つお尋ねをいたします。最初にですね、宣誓していただいて、それから、仕事上知り得た、公務員としてのですね、守秘義務っていうのが守られておるということでご説明あったかと思うんですけども、今、記憶にないということとですね、仕事上知り得た情報が話せないっていうのと別の問題で記憶にないというご発言なんでしょうか。その辺のどこをちょっとお尋ねします。

正田証人 単に記憶にないということで。

増田委員 はい、わかりました。

下村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の正田氏に対する尋問は全て終了いたしました。証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(正田証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時15分

再 開 午後2時20分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中本正人氏から証言をいただきたいと思ひます。

それでは、入室いただきます。

(中本証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知お願ひいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

中本証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成31年1月17日。

中本正人。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(中本証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは、中本正人様ですか。

中本証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

中本証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

質問に入る前に申し上げます。地権者の個人名については、お手元の図面を参考にさせていただきまして、何々番地の所有者という表現で特定していただきますようご配慮をお願いいたします。

それでは、まず弁之庄測量の件についてお尋ねいたします。

平成20年度から平成21年度に、弁之庄地内の複数の土地について測量があったことは知っておられますか。

中本証人 詳しいことは存じておりません。ただ、こちらにあります地図については若干記憶にはございます。

下村委員長 地図については若干お知りになっているということですか。

どのようなことを今覚えてられます。

中本証人 ちょっと私の覚えてる地図とは少しニュアンスは違うんですねけども、これは公図になると思うんですが、私はこの公図のできる前の、現地を測量した成果と公図とを合成した地図をたしか見たように思うんですね。

下村委員長 お手元にある地図とは少し違うということですね。

中本証人 ただ、そのときの測量した成果がこの地図に表示されてるものと思いますけども。

下村委員長 今、これとは違う地図のことを言われてますけども、それはいつごろ誰から見せてもらったということは覚えてらっしゃいます。

中本証人 いつ誰からというのは記憶にはないですね。

下村委員長 記憶にはない。

中本証人 はい。

下村委員長 それは、その地図はどのようなきっかけでごらんになりました。

中本証人 それがね、その詳しい経緯についてはちょっと覚えておりません。

下村委員長 覚えてられない。

中本証人 はい。

下村委員長 ちょっとそれではこちらの方も理解がしにくいんでね、そのころの地図について何か覚えてらっしゃるというか、何か誰かから聞かれてるとか、そういうことはないですか。

中本証人 曖昧な記憶しかございませんのでね、憶測で申し上げるのも問題もあるかと思っておりますのでね。たしかね、この地図を見たときは公図と現況との境界に相違があるということで、それをどのように修正していくかっていうような内容の話だったと思うんですね。地図訂正であったり分筆登記であったり、そういった内容やったと思います。

下村委員長 中本さん、ちょっと地図の件なんですけどもね、先ほど言われてた中本さんがごらんになった地図、それは市の方から見せられたのか、誰か個人的に見せていただいたのかは覚えてらっしゃいますか。

中本証人 そこはね、はっきりと思い出せないんですね。ただ、その地図に基づいて必要な手続をやった記憶がないんで、余計にちょっと記憶が残ってないかなと思います。私とその業務をやればもう少し詳しくはお話しできるんですねけど。

下村委員長 その地図に基づいては何も手続はやってないということでしたね。今、契約書を見られてますけども、その契約書を作成されたのは中本さんですか。

中本証人 記憶にないですね。

下村委員長 これは葛城市の事業であったかどうかはご存じですか。

中本証人 市長名で契約してるんですね、これ。市の事業で行ってると思いますけども。

下村委員長 葛城市の事業で行ってるという判断ですね。

中本証人 はい。

下村委員長 担当課はどこかというのをご存じですか。

中本証人 この契約書だけではどういう業務を委託したのか内容が明確ではない……。

下村委員長 どこの担当課というのわからないと。

中本証人 はい。農地関係でしたら農林課とか、道路改良でしたら建設課。

下村委員長 そしたら、そのときの担当者は誰かというの。

中本証人 それはちょっとわかりません。

下村委員長 覚えられてないですね。

中本証人 はい。

下村委員長 測量はどのようなきっかけで始まったかご存じですか。

中本証人 存じてません。私が見たのは、もう測量した後の結果の図面だったと思います。

下村委員長 測量は、きっかけはわかりませんということですね。

中本証人 はい。

下村委員長 ということは、測量に係る費用はどうしたのかということをお聞きしたいんですけれども。

中本証人 ここに市長名で委託者がなってますのでね、市の発注する事業については競争入札が原則
です、競争入札で決定した額であれば、これで適正かなど。

下村委員長 189万円、94万円が2つで189万円の件。契約書を見てください。

中本証人 はい、今見ております。

下村委員長 この189万円はどういうふうに払ったのかはご存じですか。

中本証人 いえ、存じてません。

下村委員長 あなたは、弁之庄の土地の測量について、相談を受けたことはありますか。

中本証人 測量する段階でですか。

下村委員長 はい。

中本証人 いえ、それはなかったと思います。

下村委員長 測量した後、その後ですね、は何か相談を受けられたことは。

中本証人 恐らく私の記憶してる図面であれば、その公図と現況の境界が一致していないということで、
それをどのように処理、手続していくかというような内容の相談だったら、あった可能性は
高いですね。

下村委員長 誰からかご存じないですか。

中本証人 ちょっと具体的にね、思い浮かばないんですね。

下村委員長 名前は覚えられてないと。

中本証人 はい。

下村委員長 そのときに中本さんは、相談に来られてどういうお答えをされたか覚えてらっしゃいま
せんか。

中本証人 地図訂正ができるかどうかというように思っていたようには思うんですけども、やは
り公図の地図訂正というのはなかなか難しく、現況との相違の原因がはっきりとその公図
に問題があるっていう証明しないとけないので、そういうこともあって、拝見した地図で
はなかなか地図訂正を行うのは難しいというような判断してると思います。

下村委員長 地図訂正ができるかどうかという相談はあったわけですね。

中本証人 何かそのような話。

下村委員長 どなたかはわかりませんが。

中本証人 はい。

下村委員長 筆界確認図を証人に示していただきたいと思います。その筆界確認図の中に、下から4
段目ですね、岡本吉司さんの署名捺印がありますね。

中本証人 はい。通常ここは事業者の担当者が入ることが多いですけどね。

下村委員長 副市長ということで、市の方の署名捺印という判断で理解されてるわけですね。

中本証人 担当者の判はないんですね。

下村委員長 市の事業として筆界確認を行う場合は、通常なら誰が署名捺印をするのですか。

中本証人 それの部署のね、担当してる人が入ってきますねけどもね。

下村委員長 市長が入ってくる、通常は。

中本証人 はい。市長と担当者。

下村委員長 通常は市長と担当者が入ってくるということですね。

中本証人 はい。現場を確認しに行った者が。

下村委員長 そしたら、この際に、なぜ副市長である岡本さんが記載されてるかというのはご存じと
いいですか、理解されてますか。

中本証人 土地の所有者として入ってますねんね。ちょっとここの辺のいきさつはわかりません。

下村委員長 なぜ岡本さんがここに署名されてるということはわからないと。

中本証人 はい。通常、土地所有者でしたら住所が入るんですねけどね。

下村委員長 そのほか弁之庄の測量に関して、何か記憶されてることはございませんか。

中本証人 思い出せることございません。

下村委員長 別に思い出すことはないと。

中本証人 はい。

下村委員長 わかりました。私からはそれだけでございます。

それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かありませんか。

西川委員。

西川委員 中本さん、ご苦労さんでございます。

ちょっとお尋ねします。この証人としてご出席いただいてご苦労かけておりますが、この
委員会を開くに当たってですね、中本さんに事前に聞き取りをさせていただいてるんです。

それはご記憶ありますね。

中本証人 はい、覚えております。

西川委員 その中でですね、今もちらっとおっしゃったんですけど、中本さんそのものは専門家で
すね。元法務局におられたということですからね。この地図訂正や地図更正やということに
関してね。

中本証人 はい。そういう業務行っておりました。

西川委員 そういうことですね。

中本証人 はい。

西川委員 それでですね、ここでおっしゃってる、ちょっと確認なんですが、確かに岡本副市長にこ
れがなじむかどうか。国調訂正ですね。なじむかどうかというふうな相談があったけれども、
私は、これは国調の訂正にはなじまないのではないかとというふうなご意見をおっしゃって
るんですか。

中本証人 あのときは話の流れの中で、この一件についてその当時の副市長が関係してたというこ
とで、そうすると、もしかすると副市長の方から話があったのかなということ、実際に私の
記憶の中に副市長からこの地図を見せられて、何らかの指示とか命令を受けた記憶はござい
ません。

西川委員 関係があったというふうなところで岡本副市長からそういう相談があったのではないかと、
こういうことですね。

中本証人 通常ね、いろいろな事業を行う担当課の方から依頼が来るのが通常ですのでね。

西川委員 本来はですね、国調訂正の起案はですね、中本さんがされるんやけれども、先ほど申し上げましたとおり、それはちょっとなじめへんのではないかということで、これの起案は中本さんがしておられないと。

中本証人 私、した記憶がございません。

西川委員 国調になじまないの起案をしてないということですね、この中で私がしてないということは、そういう主張をしたんで、その当時同じ課でおられたんか、課長補佐やったんか、下村さんがしたのではないかということをおっしゃってるんです、ここでね。というのんは、先ほども中本さん、見ていただいているように、市がですね、上にどんな業務内容か書いてないんですけども、やった作業はその地図を見ていただいたら、そういう作業をやったということはわかりますわね。その中でですね、この起案を起こさずにですよ、こういう作業をします、こういうことをしますということを起こさずにですね、市が契約することないですわね。

中本証人 そういうことはあり得ないかなと思います。

西川委員 ですね。そこで、中本さんにお聞きする話ではないんですが、この契約書そのものにですね、書かれてる金額がですね、先ほどですね、市と契約をやって189万円を支払うてもうた、こう言うたはるんですが、本来これ、起案も起こさずに、言えば誰が起こしたかわからんと。少なくとも中本さんは起こしてないと。

中本証人 市の予算から支出されてるんですか。

西川委員 それは中本さんにお聞きすることではないんですが、これから証人で来ていただく方に聞きますけれども、今のところ僕が得てる情報では、市の方は支払いは一切してないと言うてらね、189万円に対してですよ。せやからね、ここんところがね、ちょっとどういうふうな、その当時は下村さんとは同じ課でしたんですか。

中本証人 そうですね。はい。

西川委員 ということは、課としてはその担当やということになるんですよね。

中本証人 そうですね。同じ課員だったと思います。

西川委員 その当時は管理課ですね。

中本証人 はい。

西川委員 これ以上中本さんにお聞きしてもあれなんです、地積更正を、これ、一番最初からいうところ、261番地の所有者、262番地の2とか、こういうふうに分筆をしていってるわけですね、これ。

中本証人 はい。

西川委員 これをやるということは、やっぱり相当の費用がかかるやろうということは、ご専門としては想像つきますんですかね。

中本証人 この範囲がどれぐらいで数がどれぐらいあるか。

西川委員 この作業を完遂するまでね。

中本証人 単なる測量するだけなのか、後の登記手続も含まれてるのか。

西川委員 登記手続までやったって先ほどおっしゃってましたんで。

中本証人 分筆なり所有権移転なり、もろもろの手續入れると、やはり専門の方が作業を行いますので、高額にはなるかと思えますねけども。

西川委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、中本さん、僕の情報では、本来はですね、測量であるとかいろいろな作業等はその専門業者に頼まれると思うんですが、登記そのもの、例えば葛城市が所有権移転で謄本にそういう作業をするというふうなときは、普通はそういう必要な書類は専門の人らに測量とかは頼むけれども、本来は、市が本来この契約して作業して、最終的に登記をしたりするときは、中本さんのように専門家の方がおられるから、法務局への手續等々は市で行ってたんじゃないんですかね。

中本証人 そうですね。大体はその事業担当の方で測量業務を発注して、その成果に基づいて登記手續するのは、私なり職員が行ってるっていうのが通常です。

西川委員 普通はそういうことですね。民間であるといろんな登記上のいろいろのお金もかかってくるけれども、市として登記をやれば確定するし、そういうふうな登記手續についてはきちんと市が最後まで見れるということで、本来は、市の持ち物になるときは、登記はほとんど市がやるというのが通常ですね。今回はこれ、外へ出したはるんですよ。

中本証人 通常、一般の申請等、市が行う場合は、嘱託登記ってまた別の登記のやり方になるんですけども、市の財産を取得したり処分したりする場合は、市のそれぞれの担当の方で行うというのが通常ですねけども。

下村委員長 西川委員、それぐらいでよろしいですか。

西川委員 これ以上聞いても。

下村委員長 ほかに何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 ご苦労さまです。

先ほどからお伺いして、私もこういう分野に全く詳しくないので、いろいろとお話を聞く中でわかるとこもあり、ありがとうございます。地積更正ということの前段階で、最初ですね、これは、多分岡本さんからあったとすればそういう話だったんだろうということで、国調による地図訂正はできないかということがあって、それが難しいということで、それで何らかの形で測量に出されたものに基づいて、最終的には、これ、更正されてるわけですね。

中本証人 はい。

谷原委員 だから、更正されてるときに、これは委員会でも問題になりましたが、民民の土地だということもあってですね、そういうところからややこしい話も出てきたのかなとは思いますが、最終的にこの測量が上がってから更正にするときにですね、これは役所として起案をしているんだろうと思うんです。そのときに中本さんは、そのことは覚えておられますか。そういうことで弁之庄のこの土地の分ですね、262番地の更正、測量が終わったからこういうことをやるということの起案についてはご存じなんでしょうか。

中本証人 ちょっとね、記憶はないんですけども、私らの仕事は文書主義です。必ず文書に残して、予算を執行する場合は。そのときにその経緯なり支出する理由なり、きちっと整えた上で行

いますので、だから、もし、私が何かそういう、これに関して起案なり何かしていれば、そういうのは資料として必ず残ってるはずです。起案もせずに支出するということはないです。

谷原委員 ありがとうございます。これはですね、ほかの方にもですね、お聞きするようなことになろうかと思うんですけれども、文書主義ですから、私は当然そういうのが役所の仕事だろうと思いますので、よくわかりました。ありがとうございました。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の中本氏に対する尋問は全て終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(中本証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時00分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、下村喜代博氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室いただきます。

(下村証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

下村証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成31年1月17日。

下村喜代博。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(下村証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは、下村喜代博様ですか。

下村証人 はい、そうです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

下村証人 そのとおりです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

質問に入る前に申し上げます。地権者の個人名については、お手元の図面を参考にさせていただきまして、何々番地の所有者という表現で特定していただきますようご配慮願います。

それでは、弁之庄測量の件についてお尋ねをいたします。

起案文書を証人に示してください。

これはあなたが起案したものでよいですか。

下村証人 はい、間違いないです。

下村委員長 これは誰から命じられて作成したのですか。

下村証人 かなりこれ、以前のことになるんで記憶も定かじゃないところがあるんですけども、当時、弁之庄の役員さん、多分区長さんと思うんですけども、いらっしゃって、弁之庄262番地、この図面の中央の番地になるんですけども、262番地及び263番地1のどこなんですけども、その土地の、この図面でいきましたら南側になるんですけども、そこが現状は通路になっておりまして、ただ、登記上は個人の敷地になっておりますので、それは以前から村で問題になってたということで、それを解消したいということで、村でいろいろ登記をそういう業者に頼んでそういう作業をされてたんですけども、地権者の同意がとれたのでということで、市で分筆登記をしてその土地を市にもらっていただきたいということの話がありまして、その話がありまして上司とも相談いたしまして、この起案をいたしまして地積更正をして、あと、分筆登記につきましては業者の方がされたか、市で嘱託登記をやったかはちょっとはっきり覚えてないんですけども、所有権移転、市に寄附してもらう手続については嘱託登記でやったと思っております。

下村委員長 今、そのときの上司って言われましたか。上司のお名前は。

下村証人 課長は青木さんです。

下村委員長 弁之庄の区長の名前、調べたらわかると思うんですけど、覚えてらっしゃいますか。

下村証人 ちょっともう覚えてないんですけども。

下村委員長 地積更正に先行して、平成20年度から平成21年度に、弁之庄地内の複数の土地について測量があったことは知っておられますか。

下村証人 この相談があったことでそれをされたということがわかったんですけども、それ以前のことは知らないです。

下村委員長 以前のことはわからないと、これ以前のことは。

これは、葛城市の事業だったのですか。

下村証人 葛城市の事業ではないです。大字弁之庄の方からそういう話があって、その起案を行って決裁をとって、地積更正につきましては業者の方がされたんですけども、その土地を分筆して寄附にもらうことについては、市の方で嘱託登記でやったと思います。

下村委員長 弁之庄の方から市の方に話があったということで。

下村証人 そうです。はい。

下村委員長 先ほど言われました弁之庄の複数の地内の土地について測量があったということですね。

下村証人 はい。それはちょっとわからないですけど。

下村委員長 葛城市の事業であったかどうかというのもわからない。

下村証人 はい。

下村委員長 続いて、契約書をちょっと証人の方に示してください。

この契約書を作成したのはどなたかご存じですか。

下村証人 知らないです。

下村委員長 知らない、わからない。

下村証人 はい。

下村委員長 担当課はどこですか。

下村証人 わかりません。

下村委員長 わからない。ということは担当者も誰かわからないということですよ。

測量はどういうきっかけで始まったのかご存じですか。

下村証人 知りません。

下村委員長 測量に係る費用はどうされたのかということはわかりますか。

下村証人 先ほど説明しましたとおり、弁之庄の方からそういう話がございましたので、弁之庄の方でされてると私は思っておりました。

下村委員長 測量に係る費用は弁之庄大字でしていると。

下村証人 はい。

下村委員長 弁之庄一件つづりを示していただきたいと思います。

ちょっとごらんいただいて、これについて知っておられることは何かないですか。

下村証人 これは、先ほども説明いたしました件で、相談されたことによって私がつくった書類です。

下村委員長 下村氏がつくった書類ということですね。

下村証人 はい、そうです。いろいろ周辺の所有者とか調べたと思います。

下村委員長 その他測量に関して、何か記憶していることはございませんか。

下村証人 特にないです。

下村委員長 特になし。

下村証人 はい。

下村委員長 それでは、私からはこれぐらいで、それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

委員の方々、何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 どうもご苦労さまです。

1つお聞きしたいんですけども、弁之庄で区長さんの方から市の方に、ある意味で土地を提供したいというふうなお話があったからの下村さんの理解というふうなことで、それ以前の測量とかいうことについてはご存じないということでしたので、そこからのお仕事のことについてお伺いしたいと思うんですけども、そもそも市に所有権を移転したいということについて、どういうことだったのかということについてはご記憶はありますですかね。

下村証人 先ほど説明いたしました、地番でいきますと262番地と263番地1の土地の南側の水路、水って書いてありますけども、262番地と263番地1の南側が、現状は道路といいますか通路になっておりまして、現状は道路なんですけども、ただ、名義は個人の所有の土地になっておりましたので、それが以前から弁之庄の方ではいろいろ問題になってたということで、それを解消するに当たって、この両者の地権者の方の合意ができたのでということで、それでこういう作業を村で取りかかれたと思います。それで、最終、市の方に寄附されて、その

手続をしてもらいたいという話だったと思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、その手続に当たって起案をされたということになるわけですね。

下村証人 はい。

谷原委員 こういうことは通常、担当課からですね、上がってきてですね、こういう作業に入るのかなとは思いますが、地元の区長さんから上がってきて、こういう作業に入るということもあるということなんでしょうか。

下村証人 村からはいろんな相談がよくあるんですけども、ただ、測量したりするのに費用がかかってきますので、基本的にはそういうことは申し出者の方でやってもらって、市は負担しないという基本的な考え方がありますけども。

谷原委員 ということは、これは民民の関係のことであったという、それまでのことがあって、そのためにトラブルがあって、測量で確定して市の方に寄附したということの理解でいいわけでしょうか。

下村証人 はい、そうです。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんです。

下村さんね、この委員会を開くに当たってですね、下村さんに事前のですね、聞き取りの調査を行ってるんです。それを踏まえながらですね、ちょっとお話を聞きしたいんですが、先ほど、市とですね、業者、作心測量との契約書は見えていたってらるんですか。

下村証人 はい、これ見ております。

西川委員 見ていただけてますね。

下村証人 はい。

西川委員 その内容というのんはね、一番最初に、担当の作心測量の西田さんからですね、証言をいただけてるんですが、測量と分筆と登記をうちでやっとなと、こういうふうにおっしゃってるんです。その費用が189万円やと、こういうふうにおっしゃってる。その契約なんです、それね。それで、本来はですよ、こういう作業はですね、どこが担当課として携わるんですか。実際、正規にこういうことであれば、本来はどこの担当課が携わるんですか。

下村証人 市のいろんな事業に絡んでこういう地積更正が出てきた場合、その担当課で処理することもあるかと思うんです。これはあくまでも民民の境界ということになってきますので、特に事業が何かあったか、ちょっと私、この契約自体も初めて見ましたし、ここで事業がされてたかどうかはわからないんで、なぜこういう形で契約があるかっていいたら、ちょっとわからないんですけども。

西川委員 そうするとですね、先ほどおっしゃったね、下村さんは、こういう地積更正等に関しては起案は私が起こしたと、村から言われていうか、要望があつてと。それで、その中でね、相当以前からなかなかうまいこといかへんからというふうな話が出てきて、朝の質問ではね、

そこの村がうまくいかないからこっちへ回ってきたんやというのんが、つじつま合うてくるんですよ。この大和エンジニアリングそのものは村が言うてたんかもわかりませんねん、これね。そこがうまくいかへんからこっちへ回ってきたと、こういうふうな理解の仕方ができるんです、西田さんの話ではね。そのことについてですよ、下村さんは、いろいろなことを同時にですね、これ、木下さんと一緒に聞き取り調査してるんですが、その中で、いろんな説明をこういうふう聞いたと。それで、その測量のことに関しての起案を起こしたんやと、こういうふう下村さんおっしゃってるんですね、村から要望あったから。

下村証人 分筆する前に地積更正をしなければいけないんですけども、そこに公印を押すためには、勝手に押すこともできないんで、地積更正をするという起案を決裁をとって、そこに公印ついて、業者の方が地積更正されたと思うんですけども。分筆図を業者の方がつくられて分筆されて、その所有権移転登記は市の方でやったと思うんですけど、寄附ということで。

西川委員 市の方で分筆登記、登記そのものは市の方でやったという書類は残ってるんですか。

下村証人 分筆の図面は業者の方でつくられて、分筆登記まで市がやったかどうかはちょっと覚えてないんですけども、市の方に寄附もらう所有権移転は嘱託登記でやったと思うんですけど、ただ、書類はもうどこにあるかちょっと、年もたってますし私も異動したんでわからないですけども。

西川委員 そんなことあり得るのかなと思うんですよ、今おっしゃったようなことが。それとですね、下村さんも管理課におられたんですから、ここでおっしゃってるのは、確かに市民のことやから、市がこういうことに携わることないと、こういうふう先ほどもおっしゃってる。それで、なおかつですよ、管財課には登記関係の予算が100万円しかなかったんで、市の予算でこれ払うことはないやろうと、こういうふうにおっしゃってるんですよ。それやのに、朝からの西田さんのあれでは、市とこのことに関して契約を結んでるんですよ。その当時、下村さん、そこにおられてね、全くこの契約書を知らなかったんやとおっしゃるんですか。

下村証人 はい。この契約書は全く知らないです。管理課で100万円を持ってた予算につきましては、管理課の方の業務につきましては、境界明示の業務をやっておりまして、その中でいろんな修正が明示の中で出てきたときにその費用を使ったりするケースがあるんですけども、こういう形で大字から言ってこられたことに対してその100万円を使うということはなかったと思うんですけども。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そうするとですよ、ここでおっしゃってるのは、市の予算で払うことはあり得ないし、払った記憶もないと、こういうふうにおっしゃってるんですよ。

下村証人 そうです。

西川委員 それですよ、不思議なことに189万円の契約書があって、それで、西田さんは、94万何ぼか2回に分けて市から払ってもらったと、領収書もあると。これ、下村さんの記憶では、本来であればですよ、担当課がそうやのに、担当課が知らんうちにですよ、支払いをしたってくれて会計課の方に出さんことにはですよ、会計課こんなん払いませんわな、これ、はっきり。担当課が知らん言うてるやつが契約でこれあるいのね、下村さんに聞いてもあれ

やけど、多分担当課が、これ、知らんていうのはちょっとどうかなと思うんですけどね。おたくさんが知らん言うねんから、それは知らんのやろうけどもさ。おかしいですね、これ。その支払いをしたってくれいうこと、回したことはないんですね。

下村証人 ないです。なぜこういう契約をされてるかこと自体が私は全くわかりません。

下村委員長 覚えてられない、わからないということのをこれ以上聞いても仕方ないと思うんですけども。

谷原委員。

谷原委員 先ほど聞いたことと関係するわけですけども、ちょっと私どもがいただいているこの事前の聞き取り調査ではですね、要は、測量も含めてですね、地積更正でやっていく仕事、その契約内容ですね。その契約内容の189万円というお金がですね、管理課の100万円程度の予算があった中から出たんじゃないかという、2回に分けてありますのでね、出たんじゃないかということであるんですけども、先ほどおっしゃったように、この予算については境界明示のみの予算ということで、地積更正にかかわる、先ほどあったような契約書にかかわるようなところに出すお金ではないという理解でいいのでしょうか。それとも境界明示にかかわる事前のですね、測量についても、例えばそこから予算が出されていたもんなんでしょうか。それについてお聞きします。

下村証人 こういう契約の関係で管理課のその100万円の予算を使うということは余りないと思うんですけども、ただ、100万円しかないですし、年間で明示というのはかなりの件数がありますので、そっちの方で予算を使わなければいけないので、とてもこっちに支払うような余裕は全然なかったと思います。

谷原委員 ちょっとこの聞き取り調査の方では、我々、私もそういう印象を持ってましたんでね、その100万円が測量の中から払われたんじゃないかと。だから、189万円についてですね、どこから出たかいう中でちょっと今質問させていただいているわけですけども、そういう予算ではないということですね。

下村証人 はい。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 ちょっとお聞きをします。お願いします。

先ほどから100万円という1つの区切りの金額が出ておりました。そのことでちょっと私も、ああ、なるほどなど、この189万円を2回に振り分けて支払いされたっていう根拠がそこにあんのかなっていうふうになんかちょっと感じたんですけども、それはさておいてですね、この189万の測量に関する契約書の存在についてなんですけども、これはもうご記憶にないということでございますんで、もうそれ以上は聞くつもりはないんですけども、そもそも論からいくとですね、こういう測量代189万円を市と作心さんとがですね、契約する内容も含めて、あり得ない契約内容であると。市がですね、こういう測量に関しての契約をすることは不自然やというふうな、当時の担当としてそういうふうな認識をされているか。いや、こ

うということもあるかなというふうにお感じになるか、ご答弁いただけますでしょうか。

下村証人 余りこうすることで市の予算を使うことってというのはなかったと思うんですけども。

増田委員 ありがとうございます。もうそれで結構です。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の下村氏に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(下村証人退室)

下村委員長 最後でございます。最後に、岡本吉司氏から証言をいただきたいと思っております。

それでは、入室いただきます。

(岡本証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の

禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

岡本証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成31年1月17日。

岡本吉司。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(岡本証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分にご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは、岡本吉司様ですか。

岡本証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票にご記載いただいた内容のとおりですか。

岡本証人 はい。

下村委員長 質問に入る前に申し上げます。地権者の個人名については、お手元の図面を参考にしていただきまして、何々番地の所有者という表現で特定していただきますようご配慮をお願いいたします。

それでは、まず、弁之庄測量の件についてお尋ねいたします。

平成20年度から平成21年度にかけて、弁之庄地内の地積測量がありましたね。

岡本証人 はい。

下村委員長 弁之庄地内では、昔から土地の境界について問題があったのでしょうか。

岡本証人 国調当時はなかったと思いますよ。

下村委員長 その当時はなかった。

岡本証人 国調当時は。

下村委員長 国調当時はなかった。

岡本証人 はい。

下村委員長 国調当時というのは、大体でよろしいですけども、いつのことかご存じですか。

岡本証人 昭和43年度です。

下村委員長 昭和43年、何月はもうわかりませんね。

岡本証人 単年度事業やから、多分10月から翌年の3月末ごろやと思います。

下村委員長 10月から翌年の3月までの間ですね。

岡本証人 はい。

下村委員長 先ほど言われましたように、問題が出てきたのは国調の後ということですね。

岡本証人 そうですよ。

下村委員長 あなたがこの問題にかかわるもともとのきっかけとなったのは、いつぐらいのことですか。

岡本証人 これ、当初から説明して行ってよろしいですか。

下村委員長 はい。

岡本証人 ここにどの図面あるんか知らんけども、262番地、それから268番地があると思うんですが、この間に水路と明示してある分と何もないとこです、262番地と268番地の間、印の打ってないところが里道扱いですね。水路としてんのは水路の扱いというふうに解釈してもうたらええと思うんですが、私が建設課長をしてる当時ですね、その大字の区長さん、名前は伏せてくれということですので、その当時の区長さんからね、この間の道路、水路がですね、未舗装であり、水路は素掘りの状態であったと。せやから、大字の方から要望出してはくれども、なかなかしてもらえない。区長もう最後でですね、何とかお願いしたいという話があって、262番地と268番地のですね、道路については舗装し、素掘りの水路についてはU字溝を入れると。こういう作業をさしてもらったというのがこのきっかけであります。その後において、合併当時であったかどうかちょっとははっきり覚えてませんが、今見ていたらわかりますように、262番地の里道でなってるこの線がですね、消えておると。262番地の土地の中にですね、現況舗装した道路が含まれてると、こういう申し出が出てきたということを聞いております。そこでですね、担当課、建設課だったんか管理課であったんか、両方担当しとったと思いますけども、そこに262番地の所有者の方からですね、舗装してあるけど、これ、私の土地ですよという話は何回も来ておって、で、それからですね、私の方にも担当課から相談も受けました。それで、そんなはずがないと。きちっと道路ということになつとるんやから、町から言われて舗装もしたということですね、返事をしなさいという話をしましたけども、何回も来られて、法務局に行ったらですね、この図面が消えてるといふ話で来られて、担当職員もですね、余り国調のことも詳しく知りませんので、また私の方へ来られて、それであれば一遍法務局の図面を確認してくださいということで確認をしに行った。ところが、明快な答えが出てないので、私も自分の目で確かめるということで法務局へ行きました。法務局へ行ったら、今言いました262番地のとこのですね、線が入って道路になっておるはずのですね、図面が法務局では消えておるといふようなことからですね、私が、おかしいということで原現図を、昭和43年当時はまだ役場に入ってませんので、現場で測量した図面を確認をしました。ところが、確認した中でですね、その線が入っておる

線が消してあったということが判明したということです。役所にある副図につきましては線が入っておる。ところが法務局に送った図面には線が入ってないということからですね、何回も262番地の所有者の方は役所へ来られてですね、職員もどうして対応してええのかわからんという形であるから、私もほっとかれへんということで前に出ていったというのがこの測量の経緯であるわけです。それで、もちろん区長さんもですね、役員さんも来られたということも聞いてます。また弁之庄の役員さんそこへもですね、役所からこれに対する説明、あるいは大字の方でどういうことをしてほしいということの要望をですね、私も1回ぐらいは行ってると思います。担当課は何回か行ってると思います。そんな中で担当課としてですね、誰もなかなか明快な答えが出されへんということやから、私もほっとけないということが出ていって、この作業をせなならんということですね、作業していった。これが測量業者に依頼をしてですね、仕事をしたというのがこの最初のいきさつであるわけです。

登記というのは普通、嘱託登記、これは役所の方で分筆あるいは所有権移転、これは普通は役所の方でするわけですけども、測量の技術といいますか、なかなかそこまで、この当時、平成20年か21年ごろであったらですね、測量、全部座標値で表示をせなならんということですので、その辺が職員の方ではなかなかしにくいということで業者に依頼をしたと。それがこの経緯であるということでもあります。

下村委員長 担当課というのは、建設課ということですか。

岡本証人 せやから、今言いましたように、管理課の担当のある場合と建設課に担当する場合と分かれると思うんですね。その国調というのが、国調の仕事をしてる課というのは、新庄町の場合も當麻町の場合もですね、担当課というものはなかったと思います。ですから、その仕事を引き継ぐ課はどこやということになってきたら、建設課か管理課かどちらかでその仕事を引き継いでるということになってると思います。

下村委員長 そのときは岡本氏は建設課長でした。

岡本証人 舗装した平成5年までは課長してましたけども、今言われた平成20年当時は一応副市長してましたんで、直接の仕事はしておりません。

下村委員長 そのときの測量を行った業者は、どこの業者かというのは覚えてらっしゃいますか。

岡本証人 それは作心測量建築事務所ですよ。

下村委員長 はい、わかりました。

業者との契約は誰がなさいましたか。

岡本証人 その細かいことについては、管理課か建設課かちょっとわかりませんが、担当課の方できちっとやってもらってると思います。私は直接契約もしてませんので。

下村委員長 恐らく管理課であろうと。

岡本証人 管理か建設かちょっとそこまで私もはっきり覚えてませんが、どちらかでやってるはずですよ。

下村委員長 あなたは、この契約書について知っていることはございませんか。

岡本証人 この契約書を私は見てませんが、恐らく決裁はしてたと思います。

下村委員長 見てないけれども決裁はしてたよ。

岡本証人 契約のときの決裁はしてたと思います。恐らく、これするんやったら、もちろん起案もあるやろうし、そんなことについては全部決裁は私がしてたと思いますよ、立場上ね。

下村委員長 次、筆界確認図を見ていただきたいと思います。ここにあなたの署名捺印がありますね。

岡本証人 はい。

下村委員長 市の事業として筆界確認を行う場合は、通常なら誰が署名捺印するものなのでしょうか。

岡本証人 それは、通常は担当課ですやろう。担当課であれ、担当職員であると思いますよ。普通は私がするべきものではないと思っておりますけども、先ほど説明しましたように、担当職員もですね、なかなか中身がわからんとか前向いて行かんので、私が出しゃばったようになったんかわからんけども、私が出ていったということの中で立ち会いの判は押してると思いますよ。

下村委員長 通常であれば担当部でやるものを、今回、副市長である岡本さんがなされたということは、どう理解していいのかわからないところもあるんですけども。

岡本証人 それは先ほど言いましたようにね、一番最初、舗装したことがですね、原因というのか、当初は大字のもんやということで大字からも言われてですね、舗装していったという経緯があるわけですよ。その舗装のときに、先ほど言いませんでしたけども、262番地ですか、このときにもだいぶ抵抗があったんですよ。自分の土地やということでね。せやから、大字に話に行ってもなかなか話もつかんので、私もその当時の担当と出て行ってですね、説得をして、今ブロックの建物のとこまでですね、基礎まで舗装せなあかんと。ところが、実際は、大字持ってはる昔の何尺何間の図面はですね、もうちょっと広がったと思います。寸法忘れましたがね。せやけども、現況がそうなとんねから、現況のとはせなあかんということで話はつけました。その後において、今ちょっと言い忘れましたが、この262番地が自分の土地やと言うてくる前にですね、屋外機を置いたり、車のタイヤを置いたりしてですね、奥へ入っていく通路でありながら、妨害という言葉を使うてええんかどうかわかりませんが、そういうようなことをされたということやから、区の方からですね、大字のもんやと思うてたのにと話で、この話がせんなんようになっていった。

下村委員長 今言われたように、大字弁之庄のことであるので、副市長である岡本さんが出ていったと。

岡本証人 それと、今言いましたように、私は公道やと思うて舗装したけども、後で申しがあって、法務局へ自分が確認行ったら、確かに線が消えてるということになってですね、その辺の事情が、私もその当時はここに入ってませんのでわかりませんが、舗装した時点、役員さんの話、その当時のもめたこと、いろんなことわかってるんで、担当職員も理解ができへんというんなら私がせないかんということで出ていったと。本来私のする仕事でないことはわかっていますよ。せやけども、解決しようと思うたら、誰か出ていかんと解決できへんということで私は出ていきました。こういうことなんです。

下村委員長 契約代金の支払いはどうなされましたか。

岡本証人 そこまでちょっと私覚えてませんわ。

下村委員長 覚えてられない。

岡本証人 そんな細かいとこまで私、そんなん構いませんがな。自分の本来の仕事あるわけやから、そういう事務的なことは担当課できちっとやってくれてるもんやと、私はそう理解してますよ。

下村委員長 途中でね、測量の代金が足りなくなったということも、これは。

岡本証人 それは前にも言いましたようにですね、金額はそのとき私覚えてなかったけども、測量賃が不足するということの相談を受けたんで、25万円の金を使わせてもらったということはこの前も言うたんと同じことですよ。

下村委員長 その足りなかった分、25万円で、誰からその話を聞かれましたか。

岡本証人 それは、この前も言うてる4人しか知らんわけやから、その当時残ってるんやったら河合君しかおらへんわけやから、そういう相談を受けて、それやったら4人相談をして、その金が使えらんか、使われへんかという結論を勝手にできませんのでね、相談をして使わせてもらったということ、前に言うてることと同じことですよ。

下村委員長 この領収書は何か、ちょっと説明願いたいと思います。

岡本証人 せやから、これは、今言うた不足する額が25万円ということやから、作心さんに支払いしてくれということで、支払いしてもええということやから支払いをさせてもらったと。その領収書ですやんか。

下村委員長 これね、ここには平成20年12月16日の日付書いてるんですけど、どうもちょっと別の日に作成されたようにちょっと聞いてるんですけども、これはいつ作成されましたか。

岡本証人 せやから、通帳見てもうたらわかりますように、たしか平成20年12月16日、この日やったと思いますけども、この日に通帳から25万円引き出してますよ。

下村委員長 ここに書いてる平成20年12月16日に通帳からお金を出したと。

岡本証人 通帳、おたくの方に預けてますけども、照らし合わせてもらったらわかりますよ。

下村委員長 次に、弁之庄一件つづり、ちょっとごらんいただきたいと思います。

あなたは、このファイルについて何か知っていることはございませんか。

岡本証人 先ほど言いましたように、仕事の方だから指示は出してるけども、こんな細かい資料とか、そんなん担当課の方でやってるわけやから、私が直接見てるということはしてません。当然担当課のこれは仕事ですよ。

下村委員長 この仕事の指示をね、職員の誰に指示されましたか。

岡本証人 そこまで私は覚えてないですけども、今言うたように、管理課か建設課かどっちかの職員に指示もし、もちろん相談も受けてやってるわけやから。

下村委員長 もう一度、名前。

岡本証人 名前までは覚えてません。

下村委員長 覚えてないと。

岡本証人 うん。せやけども、相談を受けたから、相談を受けた人には指示してますやん。

下村委員長 相談を受けた人に指示をしたということですね。

次に、脇田交差点の件についてお尋ねいたします。

脇田交差点の拡張工事について、あなたは拡張用地の交渉に……。

(発言する者あり)

下村委員長 後で全部、全ての質問は受けたいと思いますけれども。委員からの、また質問あると思いますけれども、これは、全部終わってからまた質問を受けたいと思います。

次に、脇田交差点の件についてお尋ねいたします。

脇田交差点の拡張工事について、あなたは拡張用地の交渉に関与しましたか。

岡本証人 しました。

下村委員長 どういうきっかけで、いつごろあなたに関与されたのでしょうか。

岡本証人 この図面で説明しまんのか。

下村委員長 図面で。

岡本証人 そこ行くまでの経過を説明せないかんわけですな。この図面に入るまでに。入るまでの経過から入っていったらいいわけですか。

下村委員長 入るまでの経緯をちょっと説明してください。

岡本証人 ちょっと年度の方ははっきり覚えてないけど、平成26年ごろやったと思いますけども、以前からですね、今ここに図面に出てますように、道路の拡幅工事、これは大字笛吹として市の方に要望されておったと。ところが、なかなか事業をのせてもらえなかった。やっと事業にのせてもらえた。ところが、一番当初申し出された区長さんがですね、かわられて、たまたま女性の区長さんになられて、その時期に市の事業として取り上げていったと。で、大字の方ですね、所有者の方と交渉を市の方とせえと言われて交渉行ったところが、なかなかちが明かんということですね、私も役員さんに1度か2度はお会いしました。ところが、なかなかできへん。なぜできへんのかということが問題やと思うんですね。そこで、一番最初に申し出された区長からですね、私に、何とかしてほしいという話がありました。私は、なぜ用地のことを大字の方でされるんですかという話を聞いたら、大字から要望したもんについては大字で用地買収せんかいということ言われたと。私は、それはおかしいやろう。補助事業にのってるもんが、何で地元で用地交渉せなあかんねん。私も聞いてからですね、当時の、今も一緒ですけども、建設課へ2回、3回足運んで課長にも言いましたよ。なぜ市の事業が、地元の要望やから地元で用地交渉せなあかんってどういうことやねんと何遍も言いましたけども、いや、地元要望については地元の方でもらわなあかんということやからですね、私も短気かしらんけども、そんなことして地元困らすんならええがなと、わしが交渉に行くわいということになって、一番最初の区長さんと私とですね、笛吹の役員さんそこ行って、どういうふうにしますかと。私は役場でこういうことを言うてきました。せやから、よかったら私と前の区長とですね、交渉に行ってよろしいんですかと、ぜひともお願いしますということでした。それを受けて、地元の吉村議員にも話をさせてもらいました。やはり地元の議員抜きで交渉するわけにいかんということで交渉に携わったと、これが経緯でございます。

下村委員長 交渉の経緯というのをもう少し具体的に言って。

岡本証人 続いて言ってええのやったら言いますけども、そういうことですね、前の一番当初要望された区長さんと私とですね、名前出したらあかんのかな。363の1、それから366の1、

それから714なのかな、これ。それから254の3とかいろいろ番地書いてますけども、このおのおの所有者のどこへですね、土地の所有者、2件ですけども、代替地も入れて3件の所有者とですね、交渉させてもらったということでございます。まだずっと言うてよろしいか。

下村委員長 笛吹の364番地の1の地権者は、土地を提供するかわりに代替地を求められておられましたね。そのことについてちょっと。

岡本証人 そこへ行くまでに、用途廃止のやつとか説明せなわからへんのちやいまんのか。

下村委員長 ほな、もうちよい説明してから。

岡本証人 それを受けてですね、今、委員長おっしゃったように、364の4ですか、363の3になんのか、目見えへんからわからんけども、この所有者のどこへ、市外の人でしたんでね、一番先に寄してもらったと。そのときにですね、今言われてる364の1の所有者と363の1の所有者は一緒ですけども、その横に、見てもうたら、里道、水路というんか、ようけ線入ってる分があると思うんですが、これが里道と水路になるわけですね。ここの国調したのは昭和45年当時の国土調査のときですけども、このときには里道、水路は存在しておったということですね、図面できちっとされてると。ところが、現状はですね、もう誰も使っておらないというようなことでありましたので、その364の1番地の所有者の人からですね、この明示をしっかりとしてほしいと。はっきりして、その東側は254の3になんのかな。この254の3の境界とですね、はっきりしていただきたいと。それと、里道と水路を使っておらないということであればですね、用途廃止をしてほしいという話が出てきてですね、丈量測量するわけやから、丈量測量するときには全部1筆を測量せないかんので、用途廃止をしないこの用地交渉ができへんということで、用地交渉をしていったと。そのときにですね、364の1が、見てもらったらわかるように、非常に小さい土地ですし、県道からは5、60センチ上がってますけども、非常に小さな形。その中で、赤でずぼんと色分けしておる、これ、バチ切るところですね、この隅切りを県道の際でやられたんでは土地の値打ちが下がるというようなことですね、254の3かな、そこにですね、代替地で譲ってほしいと。つぶれる面積全部やないけども、一部譲ってほしいという話があって、その話をしに行きながらですね、用途廃止の話も並行してしておったということであるわけでございます。それで、ここの土地でですね、交渉に入った中で単価的な問題、いろんな問題出てきたけども、たまたまですね、相手の土地の所有者の人が、不動産屋さんっていうんか、専門の人を中に入れられた。それで法外な値段を言われたのですかね、そういう値段では買収できませんよと。私は、土地の単価を決める立場でない。役所で単価を決める立場やけども、そういう法外な値段ではできませんよという話をしました。たまたま中へ入ってこられた専門業者はですね、私の知り合いでしたんで、最終的にはその人と所有者と3人っていうんか、もちろん地元笛吹の人も入れてですね、交渉してきた。こういう経緯でこの用地買収は進めてきたということでございます。

下村委員長 ずっといろいろ話していただきました。ちょっと1つずつね、もう一つ聞きたいと思うんですけども、里道、水路について位置を特定するための測量はされましたね。

岡本証人 先ほど言いましたように、それは、ここの発注した業者で測量してもらっております。

下村委員長 測量した結果、はっきり出たと思うんですけど、どのようなことが判明しました。

岡本証人 そのときにはですね、今言われた254の3ですか、この土地にもですね、里道が入り込んでおった。もちろん、364の1、363の1、もちろんここにも入り込んでたというんか、この363ちゅうのはかなり法面ですんで、その中に今言われてる里道、水路が入っておったということが判明をしたということでございます。

下村委員長 判明したということで、隣接するその脇田254番地の3の土地との境界ですね。どのようにして明らかにされました。

岡本証人 測量して復元をしたから、明らかにこの境界が里道、水路とおたくの境界ですよということを示をさせてもらいました。

下村委員長 境界ブロックを入れる工事は、どの業者が行われました。

岡本証人 そこまで問いまんのか。

下村委員長 個人名と業者の名前はちょっと置いて、境界ブロックの工事の話、ちょっと続いてやっていただきたいと思います。

岡本証人 その入れた理由。

下村委員長 先ほど、ちょっと境界ブロックのことも言われてましたね。

岡本証人 今そこまで言ってまへんねんけども、ほんで、そこでですね、ちょっと長くなるけども、今言いましたように、一部個人の敷地も入ってるというようなことで、この話をまずつけなあかんわけですわね。用途廃止をできるんかできないんか、これはやっぱり地元も協議せなかん。地元、254の3ちゅうのは脇田地内、領内、それから363の1ちゅうのは笛吹領内、こういう大字界の中にあるとこですんで、両大字の了解をとらないと用途廃止はできない。両大字の了解をとって、市の方で用途廃止をできるんかということに詰めてですね、その結論を得て、どういうふうに解決をするんかということですね、境界ははっきりしたけども、脇田領のですね、254の3の土地に帰属さすべきもんは帰属をさしていく。それから363、笛吹領のですね、ここに帰属さす分は帰属をさしていくという形で分けていった。ところがですね、これが復元した中で、364の1、この土地のね、一部が254の3ですか、脇田領の土地に入っておったと。現況の擁壁の中にですね、この土地が入っておったとわかってきたということですね、ちょっともめたということなんですね。脇田領の土地の持ち主については、境界のコンクリしてますんで、そこまでが自分の土地やと思うてはったと。ところが、復元していったらですね、かなり1メートルも2メートルも中までその里道が入ってきたということでもめ出した。ところが、話をつけなかんので、一応境界は境界として、364の1の人の所有者にするけども、今、貸店舗してはりますんで、今借りてはる人が、期限来るまで今の状態で使わせてほしい、こういう話があるんですね、一旦はそこで話が成立しました。ところが、この工事がですね、長引いたために、364の1の地権者の人がですね、ブロックを積むという話をまた言い出したんで、そうやってきたら脇田領の持ち主との約束が違うということの中で、またもめ出して大きな問題になってきたということからですね、ブロック積む費用は、もちろん364の1の所有者の人で費用を出してもらおう。上に2段、3段積むということについては、これは撤回してもらいたいということですね、舗装の高さでおさま

ったと。ブロックを積む費用は、もちろん個人の負担でやってもらってますよと、こういうことです。

下村委員長 ブロックの件でまた聞こうと思ってますけども、個人の負担ですね。ちょっともう1回、ブロックのことにに関してちょっとお聞きしたいんですけども、境界ブロックを入れる費用は、葛城市が支出しましたか。

岡本証人 それはしてません。

下村委員長 境界ブロックを出す費用ですね、これはどうしたんですか。ブロックを入れる費用は誰が出されたのか。

岡本証人 364の1の所有者の方ですよ。笛吹領で持っておられる人が個人で負担しておられますよ。

下村委員長 27万円の領収書を見て下さい。

岡本証人 27万円の領収書とこのブロックの話は、全然別の話ですよ。

下村委員長 この27万円の、平成29年7月25日か、これは何の領収書。

岡本証人 これは、今言いましたようにね、254の3、脇田領ですね。ここの土地の所有者、先ほど言いました、もうちょっと先でグリーンに塗ってる里道、水路の分ありますやろう。この先の方をですね、ブロック入れるのに舗装、掘り起こしたり、切ったりしないと工事できんわけですわな。今現在舗装してあるわけやから、そのブロックを埋めようと思ったらですね、機械で掘っていかんと工事ができへん。せやから、その舗装をめくってるわけですよ。ましてや、もっと北べらのそこについてもですね、擁壁したりせないかんので、そこへ車を入れたりしてですね、この土地を工事したりすんのに、荒らしたというのか、傷んだということですね、この脇田の人の持っておられる舗装をすると。私は、市の方に、用地買収して行って、こういう用途廃止とかせなあかんことで話して行ってんから、当然市として迷惑かけてんやろうという話もしましたけども、担当者についてはですね、民民のことまで構えませんという話やから、我々も用地交渉行った中でですよ、迷惑かけときながら知りませんというふうな、そんな不義理なことできへんということやから、今、舗装業者に言うてですね、この道路を舗装する業者に言うて、一緒についでにやってくださいと。ついでやったら経費も助かりますということですね、この金額で工事をしてもらったと。補償としてかえさせてもらいましたよと。それはもちろん協議をして、支出してええかどうかということ判断してもらって支出しましたよと、こういうことなんです。

下村委員長 ブロックというより舗装の費用ととっといた方がよろしいね。

岡本証人 それが事実なんです。

下村委員長 そういうことですか。わかりました。

これより、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

委員の方、何かございませんか。

西川委員。

西川委員 岡本さん、ご苦労さんでございます。

岡本証人 どうもすみません。

西川委員 いろいろと長い説明もいろいろお聞きしました。それで、岡本さんの、課長、また副市長、

助役時代の仕事のしぶりは、私はよく覚えておりますし、熱心にやっていただいた。それはもうよく私は認識しております。その上に立ってですね、弁之庄のことも脇田のこともいろいろとお世話どりをしはったんやろう。それはようわかってるんです。そこんところは。それはそれでええんですけれども、その中のですね、要は、そういうふうに大字のためにいろいろと動いてはって、いろんな解決をするためにやってあげるということに対しては、私ら何の異議もないですよ。ようやってくれはったと。せやけども、その中でやってるお金の処理が問題やから、こういう、これははっきり言うて、未処理金ていうか裏金の使い道をいろいろと調査してる委員会なんでね。それで、確認だけしときますけれども、弁之庄の件、僕も隣なんで、おっしゃってるところは僕はようわかってます。ほいで、隣の人はもともと中戸にお住まいの人でした。そんなことはようわかってます。ただですね、そのことに対しての努力はわかるんですが、これ、西田貞人さんていうのは、作心測量の社長さんやったと思いますねけども、そのときはっきりおっしゃってるんですが、誰からの依頼でこれを引き受けましたかという質問に対して、当時の岡本副市長から話があったと、こういうふうにおっしゃってるんです。せやけども、岡本さんは、いや、私はこういうことに携わってませんと、こういう契約のこととか仕事のことに関してですよ、私が依頼したことはありませんと、こうおっしゃってるんですけれども、ここははっきりおっしゃってるんですけれども、それは違うんですか。

岡本証人 私の言うてんのは、事務的な仕事はね、担当課の方でしますよという話をしてるわけで、先ほど言うてるように、筆界確定書に印鑑ついたはりまっかと言われて、私ついてますという話もしてますがな。せやから、作心さんとどんな仕事してくださいということは私の方から、それは指示は出してると思いますよ。せやけども、今言うたように、起案文書とか契約のこととか、そんな事務的なことまで私はできませんよ。立場上もあるし、自分で全部するわけにいきませんがな。せやから、そういうことを言うてるわけであって、今、西川委員おっしゃるように、一切それは知りませんちゅうことを私は言うてませんよ。

西川委員 わかりました。そしたら、そういうふうな起案とか、本来担当者がやるべきような仕事はしてないけれども、今の、弁之庄のところは測量もやり、地積更正もやり、また地図訂正もいろいろやらないかんと、そういう作業はせんないかんと、その作業はせえという指示はしたと、こういうことですよ。

岡本証人 そうですよ。

西川委員 それでですね、1つお聞きしたいのは、作心さんとの間で、何のどういう作業の件名かいうことが抜けてるねんけれども、当時の市長の吉川市長と作心の西田さんとの契約書、今ごらんになりましたね、189万円。この契約書が存在したということをご存じなんですか。

岡本証人 先ほど見て言うてますようにね、知らんとは言えませんが、起案文書とか判はついてますやろう。しかし、実際私が仕事してないんでね、詳しいことはわかりませんという話をしてるわけで、一切知りませんとは言うてませんがな。

西川委員 せやから、ご存じなんですか。

岡本証人 起案が上がってきたら……。

西川委員 ご存じなんですか。

岡本証人 知ってるとか知らんとか、そんな今すぐ言われたかて、全部覚えてますとも言われへんし、知りませんとも言えませんやん。せやから、今言うてるように、順序として、仕事の中身の順序として、まず起案が来て、西川委員知ったはるように、事業者は施行伺いが出てくる。そんないろんな手続は、事務をする職員がやってくれるはずですよんか。私が始めから仕舞までしてるの違いますよということを言うてるわけですよん。それに対して決裁したかと言われたら、恐らくしてるやろう。そんな契約の起案文書も、それはしてるやろう。一切知りませんとは立場上言えないよということを言うてるわけですよん。せやけど、今、西川委員言われるように、契約書見てまっかと言われたら、それは見てたんかわからん。そこまで私も記憶にないから言うてるだけであってね、決してこの仕事で私は逃げてるわけでも何でもないですよ。実際に仕事したということは言うてまんがな。

下村委員長 西川委員。

西川委員 知ってたということやね、ほんなら。それで、この189万円についてですよ、西田さんです、これは合うてるかどうかわかりませんよ。正田さんに聞いたら、記憶ありませんておっしゃるんです。記憶ありませんと。渡したかもわからんけれども、渡してないかもわからん。記憶にないということはそういうことですよ。この189万円を、94万5,000円ですか、2回に分けて正田さんからいただいたっていうて西田さんがおっしゃるんです。その中で、行政経験も豊富で市の契約なんかようわかったはるのにですよ、現金でいただいたと、こうおっしゃるんです。現金で。市と契約をやって、担当課が、業務が終わったら会計の方に支払い命令を出して初めて振り込むか、現金でかそんなは別にして、ほぼ振り込みでやるのに、こういうふうな契約書の中でですよ、現金で支払ってこうしたというふうなことになってるということは、岡本さんそのもの自身は、これ、深くいろいろ面倒見てきはった中で、この契約書そのものが、市は存在してないって言うてるし、払うたことないて言うてるねんけど、これ、どう考えはるのんかね。この払い方をご存じでしたか。

岡本証人 先ほど言うて、私は逃げも隠れもしませんけども、事務的なことは担当課でやってくれるわけやから、金の支払い、現金で払うたんかとか、いつ払うたんかと言われたかて、私はそこまでわかってませんよ。それは理解してもらわんと、一から十まで自分が1人仕事して、自分がね、支出伝票書いてしてんやったら覚えてるけども、そんなと覚えてることがないですよんか。さっきも言うてるように、支出伝票の伺いとか、そんな決裁はしてるやろう。私も今ははっきり明確に覚えてないんでね、決裁はしてるやろう。立場上、私は知りませんちゅうことは言うてません。

西川委員 わかりました。決裁はしてるということ。それで、もう一つ、ここがあれなんですよ、25万円、これ、どういうあれかわらんけれども、作心さんは登記までいろんな作業をやって、私としては相当努力した金額でやってるから、25万円についてはその分のお金やと思うてましたと、こうおっしゃってる。それが今、岡本証人がおっしゃった平成20年のときに25万円出してると。それに、西田さんいわく、去年の1月、去年にですよ、この25万円の領収書を書いてくれと岡本さんに言われて書きましてんと。これ、どう

いうあれで、岡本さんは25万円払うたっておっしゃってるけれども、作心さんは、それはまだもうでないけれども、多分信用して、くれるやろうから去年に領収書を書いてんとおっしゃってる。これ、どういうことなんですか。僕らようわからんのか。

岡本証人 だから、先ほど言うてますようにね、今、領収書の日にと、使わせてもらった、口座から引いた日にと調べていただいたらわかると思いますよ。きちっと同じ金額出てますよ。だから、私、最初から言うてますやん。この金は弁之庄の測量で不足した金やから、何とかしてほしいということで私は払いましたよということ言うてますやんか。せやから、当然、通帳も見てもうたらわかるように、そんな不正な支出を私はしてませんよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ちょっと食い違いがあって。

下村委員長 ちょっと西田さんと全然食い違うてるから、私も理解に苦しんで。

西川委員 189万円、これはいただきましたと西田さんは、それが、契約がね、市がちゃんとした契約をやったのかどうかなんていうのは、西田さんに聞くべきやないからね。聞いてもわからんことや。せやけれども、その契約書は役所にはないんですよ。西田さんが持ったはるんですよ。それをここへ提出してもうてるんですよ。それで、189万円はいただいたけれども、25万円はいただいてないねんて言うたはるんです。ここに大きな食い違いがあるということだけは僕らは認識してるんですよ。その25万円は何やってんやろうというのが、そういうことが1つあんのんでね、岡本さんは、払うたとおっしゃるんやけども、向こうはもうてないとおっしゃってるんですけど、ここは、食い違いは食い違いのままですか。

岡本証人 いや、食い違いあるかどうか私は知りませんが、今言うてるように、払うたこと、私は事実やし、先ほど言うてるように、通帳見てもらったら、同じ日で必ず出てるはずですよ。ちょっと私忘れましたが。

西川委員 ちょっとおかしいんですよ。189万円は市と契約をやったところを、その当時の副市長やっただんか知らんけども、それをわかったいうて、その契約書に判こつたはるわけですよやんか。言うたら、契約書いうか決裁をしたはるわけですよやんか。189万円の決裁はしたはるんや。その決裁をした中にまた25万円足すんでっか。これ、どういうことでのん。

岡本証人 いやいや、さっきに言うてますやんか。その189万円の金、わしは金額はそれは確かに覚えてなかったけども、いろんな仕事になってきて、今おっしゃるように、当然契約もしないと発注もできませんがな。契約書をとるなら金額も入れますがな。せやけど、それで仕事していったけども不足が出てきたと。この金額で不足して、業者の方でもう少し追加が欲しいという話があってんやろうと思いますわ。せやから、すぐに金が出えへんので何とかしてほしいということで、それを受けて、出してええかどうかという相談させてもうて、やむを得んということやから25万円を作心さんに払いましたよという話を私はしてるわけですよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それやったら、平成20年のときに領収書もろうとかはあったらええのに、作心さんが、何で去年の1月か何か、去年にですよ、また、これどない言うたはるかいうたら、メモも残ったんや。一番新しいこれが領収書のつづりでんねんと。順番にずっといって、それに平成

20年のやつ、こんなところへ入ってきたらおかしなるさかいに、領収書つづりの一番後ろの部分の領収書を切りましてんと。それはそうですわな。今もう平成30年、31年やのに、突然平成20年の領収書が間へぼんと入ってきたらおかしいですやん。せやさかいに一番後ろから切りましてんと言うたはるんですやん。何で平成20年に、そう言わはんのやったら、何でそのとき領収書もらわしまへんの。

岡本証人 私はそのときに金払うたからもうてますやんか。金払うたから領収書もらいまんねんやろう。金払わんかったら領収書くれしまへんやないか。私は決してそんなことしませんよ。

下村委員長 ちょっとこの領収書ね、先ほど言うてたかしらん、25万円の件で領収書、これ、ちょっと見てもうてください。日にちが平成20年12月16日となってるんです。そっちにありますね。この領収書の作成年月日は、いつかちょっと教えてほしいんです。ここに書いてるのは平成20年12月16日って書いてますけども。

岡本証人 せやから、今言いましたようにね、お金を支払うたから領収書をもうてるわけですやん。

下村委員長 領収書に書いてる日は平成20年12月16日ですけども、いつ受け取られました、この領収書。

岡本証人 今言うてますやんか。お金と引きかえですやんか。

下村委員長 ほんなら、平成20年12月16日にお金を25万円。

岡本証人 渡したからもうてますねやんか。

下村委員長 そのときに、この領収書ですよ。いつもらわれたんですか。

岡本証人 今言うてますやん。お金と引きかえですやろうって。

下村委員長 この領収書は、ここに記載されてる日、ちょっとどうもわかりませんねけども、いつこの領収書を。

岡本証人 さっき言うてますやん。お金を渡したから領収書をもうてまんねやんか。

下村委員長 なら、もう1回確認しますけども、平成20年12月16日にお金を渡されて、この領収書をもられたと。

岡本証人 通帳から出して、持っていったか取りに来てもうたか、そこまで忘れましてけども。

下村委員長 この日付は合ってるわけですね、これ。

岡本証人 渡してるから領収書をもうてまんねやんか。

下村委員長 わかりました。ほな、もう1回。平成20年12月16日に25万円をもらわれて。

岡本証人 いや、渡してまんねんて。

下村委員長 領収書も渡されたと。

岡本証人 いや、領収書をもうてまんがな。

下村委員長 領収書ももらわれて、お金も渡されたと。そういうことですね。

岡本証人 はい。

下村委員長 その日付が平成20年12月16日ということでよろしいですね。

岡本証人 はい。

下村委員長 西川委員。

西川委員 質問がまだ途中やから。

谷原委員 ちょっと待ってください。誤解があるから。事実関係に誤解があるとこだけちょっと、西川委員もちょっと思い違いされてる、誤解があるから。

要は、189万円のね、お金、決裁したというふうなお話がちょっと飛び交ってるけれども、もうそのときは岡本議員は副市長でない、もう退任後のことですから、決裁しようがないんですよ、189万円についてはね。それがちょっと前提になってちょっと議論が進んでるから。

下村委員長 ちょっと待つて。

西川委員 平成20年やで。

岡本証人 平成20年やと私もう退職してますけども、支払いの日とかそんなんは知りませんやんか。知らんていうたらおかしいかどうか知らんけども、記憶もないし、せやけども、今言うてる手続上の話についてはね、私は知らんとは言えん立場やろうということ言うてるわけですよ。払うたみたいなん、わし知りまへんがな。おりまへんねんもの。

下村委員長 知らない。

岡本証人 私、10月末で退職してますやん。

下村委員長 西川委員、どうぞ。

西川委員 これは、おいおい事実関係、これから委員会で食い違うところはまだまだやらないかんと
いうふうに思っております。

まず、脇田・梅室線のことについて、これもやっぱり岡本さんは、今は議員ですけども、その職員のことでいろいろご苦労をかけたと、いろいろお話の中には、それはようわかっています、そこんところは。ただね、1つ、これ、平成30年の11月13日にですね、聞き取り調査をですね、していただいている中でですね、1つ確かめときたいんですけども、この工事に関してはですね、先ほど岡本議員もおっしゃったように、吉村優子議員、それと岡本議員がいろいろと地元のことを心配しているいろいろとお世話どりをいただき、ご苦労いただいたということは、お二人でいただいたというふうなことをですね、ここでおっしゃってんのは、交差点の拡幅工事を行った業者についてですね、その費用が27万円であると。なお、吉村議員は、脇田交差点が選出の地元であり、自分だけが出しゃばると他人の地元で人気とりをしたような格好になってしまうので、吉村さんの顔を立てる意味で同席させていただいて、実務的なことはしたはりませんねんと。こういうことおっしゃってるんですよ、これね。これ、吉村優子議員ていうのは、地元ていうんか、おうちは山田と違うんですか。これ、地盤なんですか、吉村優子議員は。

岡本証人 そんな議論をね、地盤ていうたら、それは全部が、葛城市全体が皆地盤ですよんか。ところが、やっぱしその近くから出てはる人のとこへね、何の声もかけんと普通行けまっか。そういう意味で私は言うとするわけであって、地盤と言われたら、葛城市44カ所、全部地盤ですよんか。私はそう思うてますよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 いや、そういうことでよろしいんですよ。そういうことですよ。ただですね、この費用は、27万円、これ出されたということはお認めですよんか、これ、先ほど。

岡本証人 そうですよ。

西川委員 この未処理金というんか裏金というんか、このお金は、岡本議員何回も言うてる、公金でもなければ、まだ何の確定もしてないわけですよ。それで、名義上はですよ、今は市役所の方に入ってるのか、名義上は新村区の区長さん名義であったわけですよ、この当時。これ、実質ですよ、岡本さんもおっしゃってるように、実質の管理は私がしてますということを言うたはりますよ、これね。この27万円を、あなたもお認めのように、この地元の方ですよ、に対してですよ、このお金を出すということの行為、これ、どう考えたはるのかなと僕ら思うわけです。これ、下手したら、これ、はっきりと、個人の金であるのか誰の金であるのか、支出したらですよ、はっきりと公職選挙法に引っかかる、抵触する可能性ありませ、これ。公選法に、利益供与になる可能性ありませ。これどない認識したはりますの、これ。

下村委員長 岡本議員、どうぞ。

岡本証人 今、解釈はいろいろあるわけやけどもね、私は、勝手に使うたん違いますよ。いつも言うてる。4人で相談をして、関係したもんで相談をして、これを支出させてもらえますかという話をして、了解を求めてやってるわけですよ。新村区長の名義になったことも百も承知ですよ。最初のときにいろんな話があったかしらんけど、区長にもお願いをして、こういう形で名義を貸してほしいということもお願いしてますがな。出しに行くとき、わし1人で出しにいったら、出ますか、お金。必ず区長か会計か一緒に行かんと出まへんやないか。

下村委員長 西川委員。

西川委員 その話をして、誰がどう出そうが、このお金そのものの性質がまだ確定してないのに、地盤であると、私もこの地盤やと。ほいで、地元の、これどういう言い方してんのか知らんけれども、選出の地元であると、こんな認識のもとにお金を出したはるんですよ、これ。どういう金かわからんけど、これ、本当にこれ、こういうことはですよ、それはずっと岡本さんの性格なら、こんなことせずにちゃんと市役所の方から出さしたらええんですよ。それ、出えへんさかいいうて、自分の金を払うてんのとじやと僕は言うてるんですよ、これ。

下村委員長 はい、どうぞ。岡本議員。

岡本証人 本来ね、西川委員おっしゃるのように、役場の仕事として、迷惑かけたら役場がするのは当然ですよ。ところが、今の職員はそんなんようしませんやないか。何でできへんねん。今いろんなこと問題になってるから、もうややこしいとこ首突つ込まない。これはそうやと思いますよ。せやから、私は、直接交渉も行っていないや。自分が行ってたらこんなんしますか。

下村委員長 西川委員。

西川委員 仕事熱心なんはようわかる言うてますよ、わし。せやけども、委員長、これは、そういう抵触するおそれありますよ、これ、ちゃんとしてくれやんと。公選法に。

下村委員長 それはそれなりにまた調査したいと思います。

ほかにございませんか。

内野委員。

内野委員 1つ、ちょっと何回も聞くようで申しわけないんですけども、25万円の先ほどの領収書なんですけれども、私見させていただいたんです。発行したのが平成20年ということ

なんですけれども、非常にまだ新しく感じたんです、その紙面が。やっぱり10年たったらもっと風化してるん違うかなと思うんですけれども、先ほど来られた作心さんが、今年の平成30年の1月25日に作成したということで、1年やったらわかるなというぐらいのね、新しい領収書に思えたんですけれども、やっぱり平成20年に領収書をいただいた分なんです。どうなんでしょうか。

岡本証人 私はね、こんな反論したらあかんと怒られるけども、お金払わんと領収書くれませんか。それと、領収書が新しいんか知らんけども、私、いつもの帳面に張ってなおしてるから、新しいんか古いんか、それは知りませんよ。ほかもここへ出してる領収書、全部自分の控えのノートに張って。

内野委員 張って。後ろにのりついてませんでしたけど。

岡本証人 見てもうたらわかりまんがな。提出したときに切りましたがな。破れたらあかんさかい。職員に証言してもうたらわかりますやん。

内野委員 そしたら、平成20年の12月の16日にいただいたものということですね。

岡本証人 私、お金渡したからもうてまんねん。

内野委員 でいいんですね。

岡本証人 はい。

内野委員 わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 お尋ねします。

189万円についてですね、これは、測量代ということで契約書の中にも記載をされております。私、きょう聞かせてもらった西田さんとの話とも総合して、領収書の名前も見てたんですね、189万円が足らなくなって25万円足して214万円の測量代に膨れ上がったということなんか、この交渉に当たっては、それ以外にもいろいろと費用が要るんで、別に189万円の費用以外に25万円の費用が発生したんかなと。どっちなんかなってというのが、ちょっと私、今のところ理解できないんですけども、まずですね、1つ聞きたいのは、189万円が本来、市として支払うべき費用かなというのが、いろいろと担当者の意見とかも聞くと、本来、これは市が払うべき費用じゃないっていうふうなご証言もいただいているんですけども、まずそれが契約書も決裁されたというか、今見てもですね、それが正しいのか正しくないのかという、岡本議員としてのですね、見解と、189万プラス25万円なんか、189万円の測量代と別に、この事業を進める上で必要になった25万円なんか。そこんとちょっとお聞きをしたいと思います。

下村委員長 岡本議員。

岡本証人 今、増田委員の質問で、ちょっと時間長くなるかわかりませんが、最初に262番地の地図見てもらったらわかりますねけども、今どんな地図持ってくれたはんのか知らんけども、ここに地籍図③ちゅう地図ありますやんか。そこに262の2という番地ありますやろう。それ、見てくれはりました。

増田委員 はい。

岡本証人 ほんでね、先ほど説明しましたように、国土調査、昭和43年当時は、この262の2という場所ですね。これは里道であったということを先ほど説明したわけですね。それで、私、建設課長、舗装しました。262の、この当時は枝番ついてなかった。262の所有者がですね、これは自分の土地やと言うてきはったわけですよ。せやから、私は、そんなことないと。職員にもそう言いなさいという話をしてたけども、法務局行ったら、今262の2って書いてるこの地図がね、この線が消えてないと。せやから、自分のもんやと主張しはったわけがな。ほんなら、それで、先ほど言うたように、なぜこうなったんかということをおも自分の目で確認するために法務局行きました。法務局行ったら図面が、線がありません。だから、262の所有者が言われるように法務局がなると。これはおかしい。役所で持ってる図面はなっていないのに、何で法務局はなってるのか。この原因をきっちりせないかんということでおも原現図を調べたら、いつ消したんかわからんけども、その線が消してあったと。ところがですよ、皆さんは先ほど言いませんでしたけども、262の実際の土地の面積と今言うてる262のこの番地、図面消したら面積がふえてなあかんわけですよ。ただ、もともと100平米ありましたよと、例えば道が10平米ありますよというたら、110平米で登記してあったら問題ないわけですよ。登記面積は100平米ですよ。10平米の登記してませんがな。そういうようなこともきちっと調べた中で仕事をせなあかんということをおも私は職員に言いましたけども、なかなか国調というのは理解してもらえない。せやから、私は、本人にも言いましたよ。自分の土地やというんなら、面積きちっとしなさいよと。登記面積調べてきなさい。ふえてまんのかということまでわし言うてますよ。ところが、線が消えたる以上は、やはりきちっと舗装もしてあるねんから、これは地元へ寄附します、市に寄附しますということであったらですね、市の費用で当然するべきですよ。もともと線入れて道路やということではかったやつを、誰が消したんか知らんけど、行政で消せんとよそのもんが入ってきて消せるはずがない。誰かが消してますねや。そうやから役場の責任でやらんとできへんということですよ。誰が民民やと言うたんか知らんけども。職員ももっと仕事を理解せないかん。ほんまの民民の仕事か。ほんまに行政です仕事かということをおも、きちっと理解してもらいたい。

そんなために今、増田委員おっしゃるように、この262の2、263の4、これをですね、きちっと、市の名義でんな、市の名義にするためには、ご存じのように、全部はかっぺいかなあかん。ほな、はかろうと思うたら、262の1だけを測量するわけにはいかん。261あるいは263、これをはかっぺいかなあかん。その中で若干の測量誤差ちゅうのはあるわけですよ。そうなってきて復元して、立ち会いしてもうたときに、いやいや、そうと違うねんということになってきたら、また次のときも測量していかんあかん。ある程度測量して、みんなでおも納得してもらわないと地積更正はできません。1平米違うても地積更正の対象になるんですよ。せやから、こんだけ広がって行って、今、5筆あったんか10筆か忘れたけども、そんだけやっぺいこうと思うたら、そんだけの金額がかかりますよということで、金を決めて、行政と業者で契約したと。それが今180何万円であつて、それがその金額なんですよ。そこで、私がやめてから、それで全部仕舞いできへんということで、25万円というのは私出したも

んでも何でもないわけやけど、その金額が言われたんで、先ほど西川委員に答弁したように、4人で相談をして、使わさしてくれへんかということの中で支出をしたということやから、189万円のお金とこの25万円とは、仕事柄いうたら同じ仕事の中身かわからんけども、出し方は違いますよと、そう説明したらええんか、ちょっと説明の内容が違うかわからんけども、今、増田委員おっしゃってる、その契約した金額とこの金額とは全然別個のもんですよ。こっちの分は行政から出る金ですよ。こっちの分は私が預かってたところから出たお金ですよ。そういうふうに理解してもうたらありがたいと思いますけども。

下村委員長 ほかに。

増田委員、どうぞ。

増田委員 私が、ちょっとこうかなっていうふうに説明っていうか、解釈したことを先ほど言いましたけども、189万円の測量以外にこの登記を進めるに当たってかかった費用が、プラス25万円要ったと。

岡本証人 やと思いますよ。思いますちゅうような表現したらあかんのかしらんけども、今、これ、完成すんのにですね、私の解釈では、完成すんのにその金不足しますということやから、何とかしてもらえへんかということで依頼を受けたと私は解釈してます。

増田委員 ちょっともう一つお尋ねした、この189万円の支出が市の費用として支払うべき費用じゃない、そういうふさわしくない費用支出やというふうな証言もお受けを先ほどからしてるんですけども、岡本議員としての見解をお尋ね、再度させていただきたいと思います。

岡本証人 それは、先ほど言いましたやんか。役所にある、役所でいう現図、法務局にある現図、ご存じのように、原現図というのは測量したときの図面ですよ。それを副図にして、役場の分、法務局の分ということで2枚つくるわけですね。法務局送って、不動産登記法、今14条で昔は17条、14条、法務省の認可を受けて、不動産登記法で公図になるんです。公図になったら、法務局が原図になります。うちで持ってる分が副図にかかります。今言うてる副図にかわる分は、今言うた262の2と入れてるこの線ですね。この線は、もともとはうちが副図という図面にあったと。せやから、私が建設課長のときに舗装さしてもらった。ところが、いつどこでどう消えたんか知らんけども、この持ち主がですね、今言うたように、室外機を置いたり、タイヤを置いたりして妨害された。村も困った。何で妨害するねん。いや、これは私の土地ですよという主張をされたと。何で主張をされるんかと調べにいったら、法務局の原図の方が線消えてた。せやから、自分の土地やと主張しはる。これはやむを得んなど。しかし、先ほど言うたように、もともと国調で100平米の宅地がありますよ。今、道路部分です。道路部分はもともと自分とこであるのやったら、100平米の土地を、例えば10平米あるとしたら、110平米の登記打ったたら自分の土地ですよ。ところが、この線は消えてるけども、登記簿はそのままですよ。それであつたら、おたくの面積ですかと当然問い合わせしますやんか。せやけども、今言うたように、それをしたけども、原現図を見たら線が消してあつたということやから、私は、役場の責任においてするべきもんやと。当然ですよ。役場の誰かが線を消してしといてですよ、民民やから民民でしなさい。こんなばかな話ない。せやから、当然役所でするのは当然のことやと私は思うてます。

増田委員 はい、わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 ご苦労さんです。

幾つかですね、質問したいと思います。

基本的にお金のことなんです。つまり、189万円、測量、登記等ですね。この弁之庄にかかわって、地積更正にかかわったことで支払われてる189万円と、それ以外にその追加分として出てきた25万円。これについての性格についてですね、委員会でちょっと焦点当てて調査しているわけですけども、先ほどありました民民についてはですね、一般論として、民有地の境界についてはですね、市からお金が出ることはありませんというふうなことで、ちょっと先ほどのですね、証人の方が一般論として言われたことで、言うてみれば、弁之庄のことに直接測量にタッチされたことではないわけですので、ちょっとそれで民民というふうにならなくて、ちょっとその流れで来てしまいましたからあれですが、岡本議員の認識では、先ほどから聞いていると、これは民民ではないと。市が関与して、先ほどあった地積更正の件でですね、原図のと副図の違いとか、地元から従来から言われてきた問題で、上も舗装しですね、U字溝も入れというふうな中での話だったので、これについてはやらなあかんということで、契約についてはですね、当時ですね、契約されたのが平成20年の6月30日。平成20年6月30日というのは、岡本議員は平成20年の10月30日まで副市長を務めておられますので、だから、このときにこの契約ですね、弁之庄の地積更正にかかわることについての業務委託契約を岡本さんが指示されたんでしょうか。つまり、担当課に指示されて、それについては決裁もされてるんでしょうか。これについてはもう1回確認しておきます。

岡本証人 先ほど説明してますようにね、職員がどうのこうのはないわけやけど、職員もこの国調についてはなかなかわかりにくいということもあったし、今言うたように、私が建設課長当時に舗装したということもあってですね、やっぱり弁之庄の役員さんも、いろんなことはこっちの方、職員には言うてるけども、なかなかうまいこといかへんということになったら、やっぱり私の方も来られるし、職員も相談に来る。で、ほっとくわけにいかんということで、私が前出てしまったということになります。ですから、今おっしゃったように、指示出したんかと言われたら、私は今、出してませんと言える立場でない。当然、そのときには出してるやろう。今鮮明に覚えてないですけどもね。ということは、職員は自分のね、汗かいて、あるいは自分で起案をしてやったもんについては大体覚えてますわ。せやけど、悪いけどこれやっといってくれへんかとか、こないしてくれよというやつについては、なかなか鮮明にはちょっと覚えられない。せやから、ただ、今、谷原委員言われたように、知ってますかと言われたら、先ほど言いましたように、私知りませんとは言えん立場やから、恐らく起案上がってきたら、決裁は押してるやろう、私は思います。せやけど、中の詳しいことまで言われたら、ちょっと私はそこまで覚えてない。せやけど、知りませんとは言える立場でないんで、決裁はしてるやろうと、そういうこと言うてるわけで、決して私は、知らんと言うてるわけではない。細かいところまではちょっと覚えてないということをお願いしたい。

谷原委員 ということは、この契約書については、岡本議員が副市長でありながら、この契約書をみずから作成したとか、あるいは部下に作成指示したということについてはどうでしょうか。

岡本証人 それは、ちょっと鮮明に覚えてないけども、やっぱり担当としてですね、先ほど言うたように、起案も上げ、施行伺い、あるいは起案全部してきてるわけやし、金額についてもやっぱり担当課の方で私は決めてると思うてるんです。そんなどんぶりですな、こんでやってください、そんなわけにはいかへん。やっぱり根拠があって、その180何万ですか、金額出るわけやから、私が勝手に100万円にしてください、200万円にしてください、そんな指示は出せませんので、きちっと担当課の方でそれはやってきてると私は思ってます。

谷原委員 作心さんの方とですね、金額について相見積もり等についてですね、岡本副市長の方でその金額についてですね、いろいろと交渉されたことはありますか。

岡本証人 金額まで私交渉したようには、今は記憶にないです。

谷原委員 わかりました。

それではですね、次にちょっとお聞きしたいんですけれども、この189万円のお金はですね、平成20年12月16日、これは作心測量でのですね、領収書のメモにあるわけですけれども、平成20年12月16日に中間金が94万5,000円払われてます。で、残金については平成21年の4月に支払われているんです。つまり、もうこの時点ではですね、岡本議員は副市長ではない。副市長ではなくてですね、この94万5,000円がですね、2回に分けて支払われているわけですけれども、このことについて何かご存じでしょうか。

下村委員長 岡本議員。

岡本証人 支払いについては、私ちょっと記憶にないんで、それはわかりません。いつ支払いされたとか、そんなんまでは覚えてませんし、それはちょっと関知してなかったから、それはちょっとわかりません。支払いのことについてはね。

谷原委員 この支払についての金額とかの相談が誰かからあったとか、そういうことはないですか。

岡本証人 いやいや、今言うてますように、契約のときにはね、計算もあって、起案も上がってこんど契約できへん。もちろん契約するときには、件名も書かなければ、金額も入れてですね、きちっとしたやつで契約してよろしいかという起案が上がってきて、それで全部の決裁済んだら、まず業者の印鑑いただいて、それから市の印鑑つく。市の印鑑先することはありませんのでね、やから、決裁回ってくる段階で私は決裁したやろうと思います。せやけども、お金の支払いまでと言われたら、いつ支払うたとか、何ぼ支払うたいというのは、ちょっと私は記憶にないです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 この25万円ですね、つまり、未処理金から出ている25万円についてはですね、こういうことが事前の聞き取りでわかってるわけですけれども、これは岡本議員への聞き取りだったと思うんですけれども、つまり、平成20年12月16日に中間金94万5,000円、これを払うと。ところがですね、足りない。あと25万円足りないということでこの25万円が支出されるということになるわけですけれども、先ほどからお伺いしてますと、もうこのときには副市長をやめておられますので、この94万5,000円のお金についても知らないということですが、

この25万円については岡本さんが口座から引き落としてるわけですから、誰かから言われていないとですね、この金額は出てきようがないわけですが、それはどなたかからそういうお話を聞いたんですか。

岡本証人 やから、この話知ってんのは4人やから、名前ちょっと言うたあかんて言われて、言うたらあかんけども、その当時の職員であったもんからですね、こういうことやということやから、4人で相談をして、使わせてもらいたい。一番最初に使わせてもらった金額がこの25万円やと私も思うてますんで、勝手に出すわけにいきません。

下村委員長 先ほど名前を言うたあかんと言われましたけども、その名前は言っていたきたい、4人の名前というのは。言っていたいで結構です。

岡本証人 何遍も言うてますやんか、4人の名前は。ここで。

下村委員長 ここで言っていたいで結構です。

岡本証人 いやいや、わかってまんがな。皆知ってはるさかい、もうそんな言わんとしてるだけであってね、せやから、相談させてもらうて、今言うたように、弁之庄の測量の不足する金があるということやから使わせてくれということ、相談して出させてもらったと、こういうことです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 だから、それは、誰から25万円出してほしいというふうに言われましたか。今、名前出していいとおっしゃったのでですね、お願いします。

岡本証人 それは、職員やから河合君ですよ。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 じゃあ、当時、河合さんはですね、どういう立場にあられましたか。ご存じですか。

岡本証人 総務課長と違うんかな。ちょっとはつきりは俺言われへんけど、多分総務課長やと思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 こちらでいろいろ調べてみますとですね、総務財政課長をですね、当時されているわけです。だから、我々はですね、この94万5,000円がですね、一体どのような形でどこから出たのか。これがですね、はっきりしないんですよ、いまだに。岡本議員はですね、これは、もう契約を結んでですね、決裁して、後はですね、そのとおり市から払われてるんだらうというふうにお考えかもわからないですけども、実はですね、その市の決裁文書等が見つからないと。見つからないと。過去ですね、調べたら、これはまだ調べたら出てくるんかもわかりませんが、なかなかその94万5,000円についての支払いのですね、決裁文書が見つからないというふうなことなので、一体どういうことになってるのかなということですね、岡本議員についても知らないかということをお伺いしてるわけです。だから、その点についてはですね、今後ですね、委員会として調査すべきことだろうと思うんです、これについてはね。でも、25万円については、先ほどおっしゃったように、当時の総務財政課長の方から、25万円足りないというふうなことで25万円を支出したということですね。

次にですね、最後にお聞きしますけど、その領収書なんですよ。やはり領収書がどうなの

かということは先ほどからほかの委員からも指摘ありましたけども、その領収書の原本ですね。原本はノートに張ってあったと。それを剥がして提出したということですから、今、手元には、岡本議員には手元にないということですね。

岡本証人 そうそう、もちろんこっちにしかないわな。

谷原委員 その張ってたノートは保存されてるわけですね。

岡本証人 持ってますよ。

谷原委員 わかりました。それで、ノートっちゅうのは、言ってみれば、未処理金についての。

岡本証人 そうそう、一件書類はね。

谷原委員 一件書類ということで領収書等を張ってるという、そういうノートを持っておられるということですね。

岡本証人 はい。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 もう1回、一応念のために確認なんですけれども、弁之庄の件と、それから脇田の件の金額ですね。金額については、例えば弁之庄であれば、25万円と言われて、これだけ必要やと言われたから、もうそれやったらやむを得ないというふうなことなんですけど、そこんとこで実際にですね、私なんかはもうこの金額については、なかなか素人ですんでわからないんですけど、これぐらい必要であろうということ、やはり積算をしてといたしますか、やはり4人でそこら辺は相談して考えた上で出されたのか。それとも、やはりこれだけ必要だと言われたから出されたのか。そのあたりは、経緯はどういうふうになってますでしょうか。

岡本証人 それ、今ご指摘のようにですね、本来はきちっと計算して出すべきもんやと思います。しかし、我々も、そんな、もうやめてる身の中でね、計算の何もできてませんので、今言われるように、言われた金額をそのまま出したということは、これは事実です。

下村委員長 よろしいですか。

吉村始委員 はい。ありがとうございます。

下村委員長 弁之庄の測量の件について、正田さんに指示をされたことはありますか。

岡本証人 いや、あの人にはしてませんよ。

下村委員長 正田さんにはしてない。

岡本証人 はい。担当課と違いますんで。多分あの方は、そんな建設課や管理課におらんかっと思えます。

下村委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。

最後に1個だけ軽くお聞きしたいんですけど、今お話聞いてて、すごい需要があっているいろんなことをやってはって、頑張ったはったんはすごいわかるんですけど、例えば、不足し

たお金とかが出てきたときに、何で岡本さんとこに来て、この未処理金から出そうという頭になるんかがわかんないんですよ。解決しやなあかんのはわかるんですけども、何でそこから出たんかが、出そうと思ったんかがどういう発想やったんかとか、発想というかどうかというお気持ちやったんか、ちょっとお聞かせ願えますか。

岡本証人 それは、間違ってるかわからんけども、職員も難儀してるということであればですね、何とかせなあかんという気持ちはあるわけやから、私独断でできませんので、やっぱりその関係してるものに相談をして、本当に言われてるけど、これ、出してええもんかどうかという判断は4人でしてもらおう。それで、やむを得んやないかと言われて初めて出せるということで、今、杉本委員言われるように、ぼんと言われたら、私一存で、はい、わかりましたって、ちょっとそうはいきませんのでね、内容を説明して、で、これが妥当かと、これはやむを得んなどという結論やないと、私も、何ぼ預かってたかてでんな、勝手に出されへん。こういう立場ですわな。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、毎回必ず4人で相談されたということですよ。

岡本証人 はい、そうです。

杉本委員 そのお金をおろしに行くときは、毎回どなたと行っておられたんですかね。

岡本証人 それはご存じのように、金融機関、私の名前と違うねから、私1人行っても絶対出ません。ですから、当時の区長か会計責任者か、誰かを同席していかないとですね、それは出ませんので、私1人ではどうにもできません。

下村委員長 よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

西川委員、どうぞ。

西川委員 岡本議員ね、脇田の件ですけども、僕は、何でこういう、出したことに関してね、お金の性格がはっきりもしてないのに、今、杉本委員がおっしゃったように、何でそこから出していくんか、どういうあれで出していくんかというようなことも含めてですよ。いろんな事情を察して、やむにやまれんさかいにそういう処理したという気持ちはわかるんですよ、岡本さんの気持ちは。せやけども、実際それは踏みとどまらなあかんの違うかと僕は思うてますよ、そこは。というのは、これ、聞き取り調査を、河合さんという元の建設課長の方からの聞き取りの中でね、境界ブロックを設置する話があり、岡本議員から、その費用を市役所は負担できないかと言われた。それは普通そう言いますねん、それは当たり前のことや。せやけれども、民民のことでできませんと、こう言うたんやと。そうすると、岡本さんは、できないのであれば俺らで払おうと言われた記憶があると。俺らで払おうかっていうのは、想像するに、この交渉にいろいろお世話かけてた、最後の詰めでいろいろお世話かけてたと。ほんで、いろいろ世話どりしてきたと。その中でお二人の議員さん、吉村優子議員、岡本議員とこまで詰めてきてっていうことで、それやったら俺らで払おうかと、こういうふうな証言が、聞き取りがあるもんでね、せやから、これは、こういう考えで、なおかつ地盤やということやから、こういう考えであれば、まだはっきりしてないお金をそういうふうにするこ

とは、そういうふうにして問題解決しようとするのは、それはええんですよ。せやけど、踏み込んでしまうと、そこまで行ったら、これは公選法に抵触してしまうと違うかと。民の境界の、民民の話やから市が出せませんいうところに出してるわけやからね。そういうことが1点。そこんところは、今、僕が言うたことに関しては、27万円の支出はそういうことの、いや、公選法に引っかかるどうのこうのよりも、その問題解決をしようとして出されたということは間違いないんですね。

下村委員長 岡本議員。

岡本証人 先ほど言うてるようにね、民民、民民という話があるけども、私が担当としてたら、役所がお願いしに行つて、それは私が行つたか知りませんよ。役所の仕事でお願いしに行つて、役所の仕事で壊したやつを、民民やからできません。私はそんなことはよう言いませんわ。やっぱり担当課として、自分が交渉に行つても行かなかつても、工事したんは誰や。工事の担当は誰やねん。常識の話ですやん。私は、そんなことを言われると思うてなかつたけども、職員も自分が与えられた職務に専念義務あるのやつたら、初めから仕舞いまで自分で担当してすんのは当たり前ですやんか。それをば一んと振つて、わしがちょかちょかしてんのかしらんけど、仕事だけさしといて、後、民民やと、知りまへんわつて、私はそんな解決ようしませんわ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 この費用の支出を、先ほどおっしゃつたように、それを言うんであればですよ、これ、名前を出したらあかんので、脇田254の3の所有者の方と、これ、どこになんのんか、もう1人、364の1の所有者の方の、ここのずれがいろいろと生じてきて、それで舗装をしたるやつを割つて、そのことの境界をはっきりするがためにこの費用を出したということは、明らかに254の3番地の方、民ですよ。ほいで、364の方も民ですよ。このことの解決のために、それをはっきりして、構想があつて、そのために費用出したというのは、全体の流れを先ほどから説明したはるけれども、実質は民民のことですやんか。そうですやろ。

下村委員長 岡本議員。

岡本証人 この原因つくつたんは誰かということです。

西川委員 そんなことは聞いてない。

岡本証人 それはそうですやんか。公共のためにやつてんから、当然のことですやろ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それはもう考えが違ふから、僕はこんなん、両方とも民民のことで、役場の言うてるのは当たり前やと、僕、当時の役所の課長が言うのは当たり前やと思います。

それと、弁之庄の件ですけれども、189万円については再度、谷原委員が確認されたように、これは、在職中に決裁をして、契約もちゃんとそういうことを結ぶべきやいう、細かい指示はせえへんけれども、決裁はちゃんとしたと、こういうことでよろしいな。

岡本証人 いやいや、よろしいなと念つかれて、私がしませんとは言えませんがとさつきから言うてますやん。立場があんねんから、私は一切知りませんよ、そんなことどないして言えまんねん。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それで、25万円が足らんとおっしゃってるんです。オーバーしたと。この25万円足らんと、これ、189万円ではできんと。25万円ですか、足らんとという報告を受けたから25万円出したはると思いますねけども、この足らんとということを、25万円出したんは、よう知ってる河合さんやとは言うけど、そこは担当課違うんで、こういう費用を、25万円足らんとというふうなことをどなたから受けたんですか。

岡本証人 先ほど言うてますやんか、その4人の中から、こういうことやから出したってくれへんかという話で、今、杉本委員やったかな、計算して出されましたんかと言われたら、わし言うてますやん、正直に。そんな設計も何もしてないと、言われた金額そのまま出してますよという話をしていますやん。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そうすると、測量のその189万円の根拠そのものも、当時の総務財政課の河合さんがその金額をはじき出したんですか。

下村委員長 岡本議員。

岡本証人 今そんなこと言うてませんがな。担当課は管理課か建設課か、それは私もはっきり覚えてないけど、担当すんのは管理課か建設課かという話をしていますやん。総務財政課みたいなん、関係ないとは言わんけど、事業系の仕事みたいなんしてませんやんか。

西川委員 せやから、そうすると、その25万円不足するというのは、建設課または管理課から、不足するということを受けられたんですか。

岡本証人 直接私は受けませんがな。今言うてますやん。直接みたいなん受ける立場でもないし、4人以外のもんは知らんわけやから、受けるはずがないですやんか。知ってるもんしか受けられませんかな。

下村委員長 その4人が受けられたと、その話を受けられたと。

岡本証人 1人が聞いてきて、私も4人寄ってもろうて、こういう話を聞きましたと。これで使わせてもらえますかという話をしましたよということ言うてるわけです。

下村委員長 内野委員。

内野委員 時間押してるのに申しわけございません。1つちょっとお聞きさせていただきたいんですけども、先ほどから25万円、また27万円と4人で相談されて支出してるということなんですけれども、かなりの日にちがずっといろんな議論があつてね、いろんな証人の方も来ていただいて、さまざま聞かせていただいて、ちょっと頭が混乱してるんですけどもね、このお金を何のお金と認識をされてるかということちょっと教えていただきたいんですけども。

岡本証人 預かったお金のことですか。

内野委員 25万円、27万円を出されたお金は、1億8,000万のお金を何のお金と認識されているのか、ちょっとお聞かせいただけたらなと思います。

岡本証人 私は、初めから言うてるように、その原資は全然知りません。ただ、預かってくれという話があつて、相談をして、とにかく後で何とか処理できるやろうという話やったと思います

けども、預かっつけという話やから預かった。やから、今、内野委員言われるように、何のお金かわかってまっかと言われたら、それは、僕はわかりません。せやけども、預かってくれと言われた。せやから、言うてるように、預かったことは、確かに私も反省せないかんやろうということは、うかつに預かったということに対して、それは、言われるのは当然やと私も今になって思いますよ。今さら知りませんでしたとも言えませんが、しかし、中身のこと言われたら、中身何の金やいうことを言われたら、私はわかりません。せやけども、預かったことは事実。せやから、もし、いろんなことで使い道があるとしたら、もしですよ。この使い道があるとしたら、もっと早うに解決しとったかもわからんけども、使い道もわからへんからずっと預かってたちゅうのは、これは現実ですわな。

内野委員 ありがとうございます。預かったお金ということで、4人で相談したら出せるというふうに捉えていいんでしょうか。預かったお金は、預かったけども、ときに応じては相談して出すことも可能と、そういうふうに認識されてますか。

下村委員長 岡本議員。

岡本証人 そういう質問されたら私も答えにくいけども、あくまでもね、個人のもんと違うわけやから、今出させてもうたもんについては、全て公共のところに使わせてもらってるということでご理解いただきたいと思うんです。個人のところへ出してるんやったらそういう質問になると思いますけども、公共のところに使わせてもらってるということやから、私は、相談して、みんながしゃあないなと思うたら正しいんやなと私は思うてます。個人のところへ使うのとは全然意味が違うということに理解してもらったらなと思いますよ。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 ありがとうございます。じゃあ、その4人の方は、誰もそのときは、公共のものに使うから、おかしいとそのときは思ってなかったと。必要だというふうなことでよろしいのかというのが1点と、もう一つは、4人で相談したってということなんですけれども、4人の中で声の大きい人、小さい人っておかしいけど、イニシアチブをとっておられた方っていうか、そういうふうなんはあるんですか。4人が全く対等で話をしてたのか、いや、そうでないのか。そのあたり教えていただけたらと思います。

岡本証人 今言うてるようにね、確かに私の方に先に話があるわけですわな。ということは、やっぱり職員と近いっていうのか、そんな関係やから、なら、私が招集するというんか、一遍寄ってもらうて話を聞いてもらおうと。本当にこの金を使わせてもらえるんかどうかということ聞いてもらおう。で、話をして、みんなが、こういう事業に使うんならええがなということであれば使えるけども、その中で1人でも、いや、これはだめですよということになればすね、これはちょっと支出するわけにはこれはいかんということやから、相談させてもらうということ。預かったさかい、わしが権限あんねんって、わし独断でぼんぼん、ぼんぼんいけるわけではないということ言うてるだけですよ。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 一応そのときで相談してですね、一応その4人の中で全会一致で決めたというふうなことなんですわ。わかりました。

ついでにちょっと、今回、実際に支出をされてる件は2つあるんですが、支出をしないまでも、こういうほかに話があったとか、そういうふうなことはあったんでしょうか。それでやっぱり話をして、これは出さんとこうとかいうようなこともあったんでしょうか。

岡本証人 今のところでは、そんな記憶はないですね。

下村委員長 ちょっとこの話してますねけど、お金の件についてはね、また別の機会にして、きょうはそれが主体ではないんで、ちょっとそこらをご理解いただきながら。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 お金の件についてはね、見解の相違があると思います。岡本議員は、そういうふうな立場で払われたということですがけれども、私は、当初、最初から述べてますように、財政法定主義ですから、公共事業に関すること、これは全てですね、やはり議会の同意を得るなり、それを公の形でですね、きちっと決裁もとってやっていくべきものだし、本来あってはならないことだと思っております。その上でですけども、これは、ちょっと誤解がいろいろ生まれたらいけないのでお伺いします。実はですね、いろんな職員の方に聞き取り調査しております。先ほど出てきました脇田の件ではですね、こういうことが聞き取られた職員さんの中で出てきてるんですね。つまり、脇田のことを巡ってですね、地元といろいろ起きたときに、そうなったらこれはですね、おいらが払おうやないかというふうに岡本議員が言ったというふうに記憶してると。それで、その方はですね、おいらというのは、岡本議員と吉村議員のことだということで、岡本議員はおいらというふうに言ったというふうに聞きましたというふうにありますけれども、おいらが払うというふうに言ったかどうかも含めてですけども、例えば言ったとすればですね、これはそういうことでおっしゃったのかどうかだけ確認しておきます。

岡本証人 それはちょっと私も記憶にないんでね、あれやけども、結局、先ほど言いましたように、役所の方で始末すべきやろうという話はしたけども、今言われた民民や何やいうことでできへんということでありゃあ、役所の方へ何ぼ責めたところで解決できへんということやから、もうしゃあないなということは言うたと思いますけども。俺が払うというところまで、ちょっとわしもそこまで記憶ないけども、しゃあないなぐらいは言うてるやろうとは思いますが。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 いや、私が聞きたいのはですね、この職員の認識として、おいらという表現は、そのときですね、聞いたというふうにおっしゃってる方が、これは、岡本議員と吉村議員で払うというふうにですね、受け取ったとあるんですけども、もし、言ったとすれば、おいらというのはそういうことですか。つまり、おいらというのは複数ですから。

岡本証人 その辺がちょっとわしも今、逃げんのやないけど、記憶にないんで、わしのこっちゃやって、もうしゃあないなって言うたかもわからんけども。

谷原委員 私が聞いているのはですね、おいらが払うということの中にはですね、これまで4人という複数の方がいてですね、いうことなのか、それともですね、ほかの議員も関係してるかということがありますのでね、先ほどからそういうふうな質問もありましたので、そうするとですね、関係者がふえるわけですから、そういうことについてのご認識を聞いてるわけです。

岡本証人 今、少のうてもその4人の人を指して私はそんなん言うてないしと思うし、おいらっちゅうのはちょっと今記憶にないんでね、逃げんのやないけども、ただ、しゃあないなと言うたかも、それはわからんかわからんけども、そんな誰がちゃんとしますとか、そこまで私は言うたようなちょっと記憶は今ないんです。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 証人の岡本氏にはこれで退席をしていただきます。長時間にわたり、本当にご苦労さんでございました。

(岡本証人退室)

下村委員長 それでは、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。
梨本議員。

(梨本議員の発言あり)

下村委員長 今の梨本議員の件につきまして、私にも重大な責任があると思うんですけれども、委員の皆さん方もご了解いただいて。

ほかに何かございませんか。

藤井本議長。

(藤井本議長の発言あり)

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は本当に、時間も5時を超過いたしておりますので、本当に長い、長時間の間、本当に貴重な皆さん方のご意見を拝聴いたしまして、本当にありがとうございます。今後とも協議会なり、また百条委員会の方も継続されていきますので、皆さん方のご意見の拝聴を今後ともよろしくお願い申し上げます。本日は終了させていただきたいと思っております。

これをもって、旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時27分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下 村 正 樹